

統計行政の新たな展開方向

平成 15 年 6 月 27 日

各府省統計主管部局長等会議

目 次

第1 「統計行政の新たな展開方向」の基本的な考え方	1
1 検討の背景、経緯	1
2 統計の意義と統計行政の役割	1
(1) 統計の意義	1
(2) 統計行政の役割	2
3 「統計行政の新たな展開方向」の基本的な考え方	2
(1) 社会・経済の変化に対応した統計の整備	2
(2) 統計調査の効率的・円滑な実施	4
(3) 調査結果の利用の拡大	4
(4) 国際協力の推進	5
4 「統計行政の新たな展開方向」の推進	5
(1) 「統計行政の新たな展開方向」の推進体制等	5
(2) 「統計行政の新たな展開方向」の総括的評価	5
第2 社会・経済の変化に対応した統計の整備	6
1 大規模経済統計の在り方	6
(1) 経済センサス(仮称)の創設に向けての検討	6
(2) 事業所・企業名簿の整備・充実	6
2 GDP関連統計等の見直し	7
(1) GDP推計のための基礎統計の整備	7
ア 基礎統計の整備・充実	7
イ 財政支出データの活用	9
ウ 国民経済計算体系の視点からの統計体系の整備	10
(2) 資本ストック統計の整備	11
3 企業を中心とした統計の整備	12
(1) 企業活動に関する統計の整備	12
(2) 金融・保険業を含めた企業統計の整備	12
(3) 企業活動の変化への対応	13
4 サービス分野の統計整備	15
(1) 未整備のサービス分野の統計整備	15
(2) 非営利活動に関する統計の充実	16
5 IT関連統計の整備	17
6 知的財産関連統計の整備	19
7 雇用関係統計の整備	20
8 環境統計の整備	21
9 ジェンダー統計の整備	23
10 国民生活に関する統計の整備	24
(1) 世帯や個人の活動等に関する統計	24
(2) 生涯学習活動や個人の能力取得活動に関する統計	26

11	政策評価への統計の活用等	26
12	地域経済に関する統計の在り方	27
13	大規模周期調査の今後の実施方法及び周期調整	27
14	統計調査の整理合理化	28

第3 統計調査の効率的・円滑な実施

1	調査環境の変化への対応	30
2	情報通信技術を活用した統計調査の推進	31
3	報告者負担の軽減方策	33
(1)	行政記録の活用	33
(2)	報告者負担の計測とその活用	34
(3)	報告者負担軽減のためのデータ共有化の推進	35
4	民間委託の推進と報告者の信頼確保	36
5	複数の府省が関係する統計調査の連携・調整	37
6	統計行政関係手続の一層の円滑化・迅速化	38
7	地方統計機構等の充実	38
(1)	都道府県	38
(2)	市区町村	39
(3)	統計調査員	40
8	統計職員の育成・研修	41
(1)	統計職員(国・地方公共団体)の育成・研修の充実	41
(2)	総務省統計研修所における研修機能の強化	42
9	統計調査への協力の確保	43
(1)	統計調査への協力を確保するための普及・広報活動の推進	43
(2)	統計の重要性についての教育	44
10	調査技術研究の推進	45

第4 調査結果の利用の拡大

1	統計情報の高度利用	47
(1)	統計分析の高度化と結果の提供	47
(2)	事業所・企業データベースの積極的活用	48
(3)	統計調査集計結果データの府省間及び国・地方公共団体間の共有化等の推進	49
2	提供の高度化	51
(1)	インターネットによる提供の高度化	51
(2)	公表・提供形態の多様化・早期化	53
(3)	統計調査に関連する情報の提供等	54
3	統計データの利用促進のための基盤整備	55
(1)	統計利用者の意見・要望の反映及びニーズに即した統計調査結果の早期公表	55
(2)	統計データの利用促進のための「統計データアーカイブ」機能の検討	56
(3)	オーダーメイド集計	57
(4)	匿名標本データの作成・利用	58

(5) 目的外使用の承認基準の明確化、包括的承認の一層の拡大、承認の早期化	59
4 統計分類の整備	60

第5 国際協力の推進	61
1 我が国の統計の国際比較性向上と海外における我が国の統計の利用促進	61
(1) 国際比較性向上のための統計調査の見直し	61
(2) 統計データ品質に関する国際的動向への対応	63
(3) 結果提供方法の改善	64
(4) 国際機関における重複報告の是正の推進	65
(5) 国際機関間の共通データ送信方式への対応	65
2 統計分野における積極的な国際協力の推進	66
(1) 統計の国際協力の総合的・一体的な推進	66
(2) 国際協力を担当できる統計職員の育成	66
(3) 開発途上国の統計能力向上のための貢献	67

参考 各府省統計主管部局長等会議 構成員

第1 「統計行政の新たな展開方向」の基本的な考え方

1 検討の背景、経緯

平成7年3月に総務庁（現総務省）の統計審議会から、統計行政の進むべき指針として「統計行政の新中・長期構想」が答申された。それ以降、各府省は、この構想に沿って統計行政を推進し、一定の成果をあげてきたところである。

しかし、答申が出されて既に8年が経過し、その間、社会・経済のグローバル化やIT（情報通信技術）の発展に伴う情報化が急速に進展すると同時に産業構造も大きく変化している。また、近年、政策評価制度の導入、個人情報保護、地方分権の推進など新たな行政制度・施策が実施されている。このような変化の中で、政府統計に対して、ニーズに即した統計の一層の整備、結果利用の更なる拡大などの要請が高くなってきている。一方、「統計行政の新中・長期構想」で指摘され、その実現が望まれる課題も残されている。

このように、統計行政を取り巻く状況は大きく変化しており、「統計行政の新中・長期構想」の推進状況を踏まえつつ、早急に新たな指針を策定することが必要となった。一方、平成13年1月の中央省庁等改革における審議会等の改革で、統計審議会の法的位置付けが変わり、諮問に対する調査審議及び建議を通じて政策提言を行うことが可能であったものから、法令に基づき個々の統計調査等について調査審議を行う法施行型審議会に移行した。このため、平成14年6月26日に「各府省統計主管部局長等会議」において、各府省が協力して今後5年から10年を見込んだ統計行政の進むべき新たな展開方向についての検討を開始することが決定された。

具体的な検討体制として、「各府省統計主管部局長等会議」の下に、関係府省のほか、オブザーバーとしての学識経験者、地方統計機構代表等を構成員とする「統計行政の新たな展開方向に関する検討会議」及び「サブ会議（1～5）」が設置された。検討会議の検討は平成14年7月から開始されたが、14年10月から15年3月にかけて各サブ会議による集中的な検討が行われ、その結果を受けて15年4月から6月にかけて検討会議において全体的な取りまとめが行われた。

これを受けて、「統計行政の新たな展開方向」は、「各府省統計主管部局長等会議」の申合せとして決定された。

2 統計の意義と統計行政の役割

（1）統計の意義

統計は、人口、社会、経済等に関しその集団の状態を正確に把握し、行政施策の企画・立案のための基礎的情報を提供するものであるが、最近では、政策効果の事前・事後の評価を行うために統計の重要性が高まっている。また、これにとどまらず、社会・経済のグローバル化、規制緩和の進展、技術の急速な進歩など社会・経済の状況が大きく変化する中で、個々の世帯や企業が的確な意思決定を行っていく上で、統計は重要性を増しており、広く国民一般の利活用のための情報提供という面についても十分配慮して、

統計を作成する必要がある。

さらに、国民の負担と協力によって得られる統計は、国民の共有財産として、迅速かつ継続的に提供され、広くその利活用が図られていくことが肝要である。

(2) 統計行政の役割

このような統計の意義を実現することが統計行政の基本的役割であり、各府省は、統計が政策の企画・立案及び評価・見直しのための基礎資料としてはもとより、国民にとっても合理的な意思決定等に必要な情報として極めて重要な役割を果たしていることにも十分配慮し、必要な統計の整備を着実に進め、それを利用しやすい形で提供していく必要がある。また、このことが政策の的確な実施を通じ、効率的・効果的な行政運営の実現に資することになる。一方、平成13年1月の中央省庁等改革による府省再編やそれに関連する「国の行政組織等の減量、効率化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)等において、統計行政においても、効率的な業務運営が求められており、不断の業務改善を推進する必要がある。

我が国の統計行政は、分散型統計機構の下で行われていることから、府省間の十分な連携を図ることが取り分け重要である。統計の体系的整備はもとより、近年、複数の府省が関係する横断的な統計整備へのニーズが高まっており、府省間の連携・協力とともに政府横断的な調整機能の的確な発揮により、必要な統計の整備を図る必要がある。

また、統計は報告者の負担と協力によって得られるものであり、統計調査に対する国民の理解と協力を得るため、簡素で効率的かつ効果的に調査を行うとともに、統計利用者等へその結果を利用し易い形で提供することが重要である。そのことが、広報等の普及啓発活動と相まって、統計調査に対する協力が得られやすい環境の整備に資することとなる。

統計行政の推進に当たっては、報告者の信頼を確保するため、個別情報の秘匿の確保に十分配慮するとともに、統計職員等に対する効果的な研修等の実施及びこれらを通じた統計専門家の育成が求められている。

3 「統計行政の新たな展開方向」の基本的な考え方

「統計行政の新たな展開方向」は、社会・経済情勢の変化に対応した統計の整備、統計調査の効率的・円滑な実施、統計データの利用の拡大、国際協力の推進といった統計行政全般にわたって、各府省に共通する統計行政上の諸課題を取り上げ、今後5年から10年を見込んだ具体的方策を提示したものである。

(1) 社会・経済の変化に対応した統計の整備

平成7年の「統計行政の新中・長期構想」以降、我が国の社会・経済をめぐる情勢は大きく変化しており、そうした変化に的確に対応した統計の整備を着実に推進することが重要である。

現行の産業を対象とする大規模統計調査は、基本的に、複数の省によって、産業別に、異なる調査年次で実施されており、また、国民経済に占める第3次産業のウエイトが高くなっているにもかかわらず、この分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっていること等から、我が国全体の包括的な産業統計を得ることができず、全産業分野の経済活動を網羅的に把握できる統計の整備が重要な課題となっている。

また、四半期別国内総生産（GDP）速報（QE）は、我が国の経済動向をとらえ、政策展開に重大な影響を与える加工統計であり、その精度向上に資するため、基礎統計の公表の早期化に努めるとともに、その整備が求められている。

さらに、我が国の社会・経済、国民生活に大きな変化をもたらし、今後も大きな影響を与えると見込まれる社会経済事象として、ITの進展、地球温暖化、少子高齢化等があり、これに的確に対応するための統計の整備が求められている。

このような状況を踏まえ、原則、全産業分野の経済活動を、同一時点で網羅的に把握する統計（当面「経済センサス（仮称）」という。）の創設に向けての検討を開始することとしている。

GDP関連統計等の見直しでは、QEを含むGDP推計の精度向上に資するため、サービス分野を中心とした統計の整備や財政支出データの活用、資本ストック統計の整備を進めることとしている。

また、IT分野の統計のほか、循環型社会の形成に必要なリサイクルや地球温暖化対策に必要な統計、男女共同参画社会の形成に必要な統計、少子高齢化による世帯構造等の変化や労働力人口の減少等の諸問題を的確に把握する人口・雇用・国民生活関係統計等の整備について、府省が連携して、横断的に取り組むこととしている。

このような統計の整備に当たっては、全体として調査事務・報告者負担が増大することがないように配慮するとともに、統計調査の実施可能性についても留意する必要がある。

なお、これに関連して「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）において、「総務省及び関係府省は、平成15年度より、ニーズの乏しい統計を廃止するとともに、雇用や環境、新サービス産業や観光などの新成長分野等ニーズがある統計を抜本的に整備する。」とされたことを踏まえ、上述のようにニーズに即した新たな統計の整備を図る一方、既存統計調査を見直し、ニーズの乏しい統計調査を廃止する等統計調査の整理合理化を進めることとしている。

また、平成14年4月の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）の施行に伴い、統計は政策評価の重要なツールとして新たな役割を期待されていることから、政策評価への統計の活用等を推進することとしている。

さらに、大規模統計調査が^{ふくそう}輻輳して実施される場合には、報告者負担、地方公共団体等の事務負担が増大し、これを軽減することなどが求められており、大規模周期調査については、経済センサス（仮称）の創設に向けての検討に関連して、統廃合、簡素・合理化及び実施時期の調整に取り組むこととしている。

(2) 統計調査の効率的・円滑な実施

統計の整備に当たっては、必要な統計を十分な精度で整備し、同時に、統計調査の実施に当たって報告者の負担の軽減を図るという要請にも応え、国民の協力を得て効率的で円滑な調査を実施していくことが統計行政に求められている。一方、統計調査をめぐる環境は、国民の価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等により、世帯や企業の理解が得にくくなるなど、大きく変化し、これが国・地方公共団体や統計調査員の負担を増大させている。このため最新の情報通信技術を統計データの収集・集計・提供等の過程に導入する等により、簡素で効率的な業務を実施することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、統計調査の効率的・円滑な実施方策として、調査環境の変化に対応した多様な調査方法による調査の実施、オンライン調査の拡大など情報通信技術を活用した統計調査の推進、報告負担の軽減方法として、行政記録の活用、調査結果のデータを各府省が共有して使用するデータ共有化の推進、秘密の保護等に配慮した民間委託の推進、複数の府省が関係する統計調査の連携・調整、統計行政関係手続の一層の円滑化・迅速化を図ることとしている。

また、統計調査が国民の協力を得て効率的・円滑に実施され、作成される統計の正確性が将来にわたり維持されるためには、取り分け大規模統計調査の実施に当たっての統計機構の整備が重要であり、また統計に従事する職員等については、必要な専門的知識を有して業務に臨むことが求められる。こうした統計調査の基盤整備として、地方統計機構等の充実、統計職員の育成・研修、統計調査への協力の確保等の取組を行うこととしている。

(3) 調査結果の利用の拡大

国民の共有財産としての統計データを最大限有効に活用するため、統計データをより高度に分析・加工・提供するとともに、これを行政機関のみならず国民一般が容易に利用できる基盤を整備することが重要となっている。

特に、ITの進展は、統計調査の企画・実施・集計、結果の提供・利用分析等の各過程に大きな変革をもたらしており、これを活用した統計の整備・利用については、諸外国において先進的な事例も見られる。

このような状況を踏まえ、統計情報の高度利用、提供の高度化、統計データの利用促進のための基盤整備、統計分類の整備を図ることとしている。

特に、統計情報の高度利用を図るため、「事業所・企業データベース」については、母集団情報の提供、各種統計調査の実施に際しての標本抽出のための支援、データリネージ支援などの多面的利用方策を検討することとしている。

また、統計データの利用促進のための「統計データアーカイブ」については、欧米諸国の例を参考に、現在、学術機関で先行して取り組まれている分野であるが、統計情報の一層の活用方策として、その基本的な設置の在り方について検討することとしている。

さらに、「オーダーメイド集計」及び「匿名標本データ」の作成・利用については、平成7年の「統計行政の新中・長期構想」でも取り上げられ、検討が進められてきたも

のであるが、これまでの検討結果等をも踏まえ、実現に向けた具体的な検討を行う。

(4) 国際協力の推進

我が国の統計を取り巻く国際的な状況については、社会・経済のグローバル化が進展する中で、我が国の社会・経済の実態を諸外国と比較することの重要性、また、我が国の実態が国際社会において的確に理解されることの必要性が高まってきている。さらに、最近では、国際機関の統計に関する活動として、特に、統計データ品質に対する取組や開発途上国の統計能力構築のための新しい動きが目立ってきている。

このような状況を踏まえ、政府全体として取り組むべき具体的な方策として、我が国統計の国際比較性を高めるための基礎となる国際機関等の統計に関する基本的な情報の収集・共有化の推進や、ホームページ等を活用した我が国の統計調査結果提供方法の改善、さらには統計分野における国際基準策定作業への積極的参画や国際機関等が推進している開発途上国の統計能力開発のための貢献などを推進することとしている。

4 「統計行政の新たな展開方向」の推進

(1) 「統計行政の新たな展開方向」の推進体制等

「統計行政の新たな展開方向」を推進するため、既存の「各府省統計主管部局長等会議」を活用するとともに、当会議の下に、必要に応じ専門会議を設置し、検討を行う。なお、当該組織以外で既存の組織等を活用することが可能な場合は、その組織を活用する。

また、「各府省統計主管部局長等会議」は、「統計行政の新たな展開方向」についての推進状況を毎年取りまとめ、公表する。

(2) 「統計行政の新たな展開方向」の総括的評価

「統計行政の新たな展開方向」は今後5年から10年の統計行政の進むべき指針として各府省間で申し合わせたものであるが、今後の社会・経済情勢等の変化に的確に対応するため、5年後を目途に総括的な評価を行う。

第2 社会・経済の変化に対応した統計の整備

1 大規模経済統計の在り方

(1) 経済センサス(仮称)の創設に向けての検討

<背景・現状>

現行の産業を対象とする大規模統計調査は、基本的に省ごとに、産業別に、異なる年次・周期で実施されている。このため、既存の大規模統計調査の結果を統合したとしても、我が国全体の包括的な産業統計を得ることができない。また、事業所・企業の改廃が激しい今日、調査年次・周期の異なるこれら大規模統計調査の結果を統合して利用する価値が低下している。

また、サービス経済化の進展に伴い、国民経済に占める第3次産業のウエイトが高くなっているにもかかわらず、この分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっている。

さらに、GDPを推計するための基礎統計として、全産業をカバーする一次統計が必要であり、また、これによりGDPの精度の検証もより適切に行うことができるとともに、売上高等の項目を把握することにより、事業所・企業の母集団情報のよりの確な整備に寄与することができる。

<基本方向>

全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計(当面「経済センサス(仮称)」という。)の整備を図る。これに伴い、既存の関連する大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化を図る。

<具体的方策>

経済センサス(仮称)については、原則、全産業分野のすべての事業所・企業を対象に、経済活動の実態を経理的側面からとらえる統計調査を平成21年を目途に実施する方向で、その具体化に向けて検討する。

このため、総務省(統計基準部)は、平成15年度に、関係府省を始めとして広く関係者を含めた、具体化のための検討の場を設け、平成17年度中にその枠組み及びこれに関連した大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化についての結論を得る。

(2) 事業所・企業名簿の整備・充実

<背景・現状>

事業所・企業統計調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所及び企業に関する基礎資料並びに各種統計調査実施のための名簿を得ることを目的と

して5年ごとに実施されている。なお、中間年には簡易調査が実施されている。

中間年の平成11年の簡易調査は、商業統計調査（簡易調査）と同時に実施され、平成16年の簡易調査は、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査と同時・一元的に実施される予定である。

事業所・企業統計調査とその他の事業所・企業を対象とする統計調査とでは、事業所・企業のとらえ方及び産業格付けが一部相違していること等により、事業所・企業名簿を母集団名簿として活用する場合に不都合さが存在している。

また、総務省と調査実施府省が協力して構築した事業所・企業データベースについては、事業所・企業統計調査、商業統計調査、工業統計調査及び法人企業統計調査の結果等を用い、母集団情報としての整備を行ってきている。

しかし、近年、企業の新設・廃止・統合が急増していることから、事業所・企業データベースの的確な更新が必要となっている。

さらに、事業所・企業データベースについては、より広い産業分野の統計とのリンケージにより利用の充実を図ることが必要である。その際、事業所・企業のとらえ方・産業格付等の可能な限りの統一化・共通化を図ることが必要である。

<基本方向>

事業所・企業統計調査及びその他の事業所・企業を対象とする統計調査について、事業所・企業のとらえ方・産業格付け等について所要の見直しを図る。

基本的統計調査名簿としての事業所・企業名簿（事業所・企業データベース）の一層の整備を図る。

<具体的方策>

事業所・企業統計調査及びその他の事業所・企業を対象とする統計調査について、関係府省は、平成15年度以降、統計調査間での事業所・企業のとらえ方・産業格付け等について、連携をとりつつ、可能な限り共通化・統一化を図るとともに取扱いを異にする事業所の対応関係の明確化を図るなど、所要の改善措置を講ずる。

事業所・企業データベースについては、母集団情報としての活用を図るため、総務省は、平成15年度以降、関係府省の協力を得て名簿更新情報の拡大を図る等所要の措置を講ずる。

なお、名簿更新情報の活用による事業所・企業の履歴情報の整備についても検討を行う。

2 GDP関連統計等の見直し

(1) GDP推計のための基礎統計の整備

ア 基礎統計の整備・充実

< 背景・現状 >

Q E は、平成 14 年 8 月 30 日に公表した平成 14 年 4-6 月期の 1 次速報から新しい推計方法に移行しており、新しい推計方法では、迅速な景気判断に資するよう、Q E の 1 次速報（以下「1 次 Q E」という。）の公表を従来より 1 ヶ月弱早めた結果、1 次 Q E は各四半期の翌々月、Q E の 2 次速報（以下「2 次 Q E」という。）は、その翌月に公表することになったほか、従来の需要側統計に加え、供給側統計を中心に、利用する基礎統計を大幅に拡充した。

G D P の確報及び確々報は、1993 年に国連が勧告した国民経済計算に関する体系（以下「国連 93 S N A 勧告」という。）に基づき、コモディティ・フロー法、付加価値法等により推計されており、確報は各年度終了後約 9 か月後、確々報は約 21 か月後に公表されている。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）において、「景気動向の把握がより迅速かつ的確に行えるよう G D P 統計及び関連する一次統計の精度・速報性を向上させる」こととされている。

G D P 推計のための基礎統計の整備・充実に関連して、現在、次のような状況が見られる。

- ・ 1 次 Q E の推計については、基礎統計のうち推計作業を行う際の対象となる四半期について、3 か月目の数値の利用が時間的に間に合わないものがあり、また、2 次 Q E で新たな基礎統計が加わる場合（民間企業設備）に、1 次 Q E と 2 次 Q E の乖離の原因となる可能性がある。特に、基礎統計が「月ごとに振れが大きい」場合に乖離が大きくなる可能性がある。
- ・ Q E の推計に使用する供給側統計については、主としてサービス部門（公的サービス分野を含む。）の基礎統計が十分に揃っていない。
- ・ 確報及び確々報推計において、生産額及び中間投入比率作成のための十分な情報が得られないものがある。
- ・ ソフトウェアには、市場において購入されるもの（受注型ソフトウェア及び汎用型ソフトウェア）と、自社開発されるもの（インハウス型ソフトウェア）とがあり、国連 93 S N A 勧告において、無形固定資産として取り扱うこととされているが、既存の統計調査では汎用型ソフトウェア及びインハウス型ソフトウェアの資産の取得状況等（特に汎用型ソフトウェアの中間消費・固定資本形成の別、インハウス型ソフトウェアの生産額及び費用構造）が把握されておらず、包括的な推計を行うことができない。

< 基本方向 >

Q E 推計の精度向上に資するため、基礎統計の公表の早期化に努めるとともに供給側基礎統計の整備を推進する。その際、公的サービス分野については業務統計の活用を図る。

確報推計の精度向上に資するため、サービス分野を中心とした基礎情報把握のための統計整備を推進する。

< 具体的方策 >

(1) Q E 推計の精度向上の観点からの基礎統計の整備

基礎統計の公表の早期化

- ア Q E 推計に活用されている基礎統計について、関係府省は、平成 15 年度以降、統計の精度を考慮しつつ、引き続き業務の改善等により公表の早期化に努める。
- イ 内閣府及び財務省は、平成 16 年度から実施予定の法人企業動向調査と財務省景気予測調査を統合した新たな調査において、金融・保険業を含めた設備投資の実績見込みの公表を早期化し、Q E 推計の精度向上を図る。

供給側基礎統計の整備

- ア Q E の供給側推計において十分な情報が得られないサービス分野について、関係府省は、平成 15 年度以降、特定サービス産業動態統計調査を中心として供給側基礎統計の充実を図る。
- イ また、公的サービス分野（上下水道、廃棄物処理等）については、関係府省は、平成 15 年度以降、業務の電算処理の進展状況に対応して、さらなる統計の整備を検討する。

(2) 確報及び確々報推計の精度向上の観点からの基礎統計の整備

確報推計時においても欠落している基礎情報のうち、G D P 推計の精度向上にとって重要度の高いもの（飲食店関係、旅館、機械修理等）について、関係府省は、平成 15 年度以降適宜、特定サービス産業実態調査を始めとして既存の年次調査又は周期調査の活用を図るとともに、必要に応じ新たな統計調査を実施するなど基礎統計の整備を図る。

国民経済計算体系（S N A）の推計の精度向上に資するため、無形固定資産としてのソフトウェアのうち、インハウス型ソフトウェアについて、内閣府は、必要に応じ関係府省と連携して、平成 15 年度以降、I T 関連統計調査の整備等を通じて、インハウス型ソフトウェア資産の取得状況等を把握する。

なお、汎用型ソフトウェア資産の取得状況等については、その把握の可能性を含め、引き続き検討する。

イ 財政支出データの活用

< 背景・現状 >

「公的固定資本形成」については、受注者側統計（建設総合統計）から推計しているものの、（ ）機械設備に対する投資を含まず、（ ）Q E 推計時には 3 か月目の値が公表されていないため、3 か月目の値を回帰式などから推計せざるを得ない状況となっている。

また、「政府最終消費支出」については、（ ）「雇用者報酬」（人件費）を主要関係機関からのヒアリング（自衛隊、公立学校、警察及び東京都の職員数）などから推計しているほか、（ ）「中間消費」（庁費・物件費及び旅費）については、中央政府分は年度予算額、

地方政府分はトレンド延長額（1次QE）又は「地方公共団体消費状況等調査」（2次QE）の結果として得られる年度予算額を、過去の四半期パターンで分割する方法によって、それぞれ推計している。

「公的固定資本形成」、「政府最終消費支出」の基礎統計となる財政支出統計については、年度ベースの予算・決算データはあるものの、四半期ベースによる支出データについて、カバーしている範囲、区分や利用可能な時期の面等で制約があり、支出又は進捗の実態を適切に反映した四半期推計が難しい状況にある。

なお、公共事業の四半期推計については、支払ベースと進捗ベースとの乖離をどのように調整するかという課題がある。

一方、国では、会計事務の効率化等の観点から、財務会計システムの整備を進めてきており、これに伴い、財政支出データについては、電子情報として、QE推計に利用できる可能性があると考えられる。

<基本方向>

「公的固定資本形成」及び「政府最終消費支出」に関するQE推計の精度向上に資するため、財政支出データに関して、電子情報での利用可能性について調査・検討を行う。

<具体的方策>

関係府省は、平成15年度以降、国の財務会計システムにおける財政支出データに関して、電子情報でのQE推計への利用可能性について調査・検討を行う。

ウ 国民経済計算体系の視点からの統計体系の整備

<背景・現状>

統計の体系的整備を図るためには、SNAが基本的な視点を与えることから、基礎統計を見直すだけでなく、相対的に満足できる領域と不足している領域を明確に把握するため、継続的に統計の整備状況を点検することが必要である。

具体的には、SNAにおける生産（産業別）、支出（主体別）及び分配（要素別）それぞれに関連する基礎統計の整備状況を点検することが必要であり、デフレーター（物価指標）に関連する基礎統計の整備状況も検討する必要がある。

<基本方向>

SNAの視点から、統計の整備状況を点検し、政府全体として統計体系の整備を推進する。

<具体的方策>

SNAの視点から、統計の整備状況を点検し、政府全体として統計体系の整備を検討する場を設ける。具体的な検討事項としては、以下のものが考えられる。

SNAにおける生産、支出及び分配面での関連する基礎統計の整備状況に関する事項

デフレーターに関連する基礎統計の整備状況に関する事項

GDP関連統計の見直しの推進に関する事項

(2) 資本ストック統計の整備

<背景・現状>

資本ストックに関する唯一の調査統計である国富調査は、昭和45年を最後に中断されているが、同調査を再開することは記入負担が重く予算・人員等の制約もあることから、極めて困難な状況となっている。

このため、「統計行政の新中・長期構想」(平成7年3月10日統計審議会答申)において、企業の有形固定資産の把握の充実について提言されており、各個別統計調査で有形固定資産項目を充実させているほか、法人保有の建物等の現況を把握するため法人土地基本調査及び法人建物調査を実施するなど、その推進が図られてきている。また、資本ストック関連の統計としては、内閣府による「国民経済計算(純固定資産)」及び「民間企業資本ストック」があり、それぞれ1年ごと及び四半期ごとに公表されている。

また、企業の有形固定資産の把握については、各個別統計調査で有形固定資産項目を充実させているものの、まだ未整備の分野があり十分なものとなっていない。

さらに、「国民経済計算(純固定資産)」及び「民間企業資本ストック」については、昭和45年実施の国富調査の結果を基に毎年の資産増加額を足し上げることにより推計されていることから、両統計の精度が低下している可能性が指摘されている。

<基本方向>

企業の有形固定資産の把握については、各個別統計調査において有形固定資産項目の更なる充実を図る。

資本ストック関連統計の精度向上に努める。

<具体的方策>

関係府省は、平成15年度以降適宜、各個別統計調査において、各産業分野の実態を踏まえ、企業の有形固定資産項目の充実を図る。

資本ストック関連統計の精度向上を図るため、内閣府は、平成15年度に民間企業ストックの推計に用いる係数を見直すための統計調査を実施する。

資本ストックの実態把握の改善に資するため、内閣府は、平成15年度以降、既存統計調査で把握されている資本ストックと内閣府が推計している資本ストックとの比較・検証を行う。

3 企業を中心とした統計の整備 (1) 企業活動に関する統計の整備

<背景・現状>

近年、我が国企業の事業活動の多角化、国際化、ソフト化等の多様化は急速に進んでおり、これらの変化の状況を把握することは、的確な行政施策の企画・実施の上で一段と重要となっている。

既存統計調査では、企業は格付された産業により把握されており、年々企業の活動の多様化が進んでいることから、統計調査から得られる結果が企業の活動実態を的確に反映していない状況が生じてきている。

現在、企業の事業活動の多様化を調査している統計調査には、経済産業省企業活動基本調査、通信産業基本調査及び建設業活動実態調査があるが、これらの統計調査でカバーされているのは、鉱工業、建設業、通信産業、商業、電気・ガス業、金融・保険業（クレジットカード業、割賦金融業）、サービス業（娯楽業、物品賃貸業等）の分野のみであり、統計が未整備となっている産業分野がある。

<基本方向>

企業の事業活動の多角化、国際化等の多様化の実態を的確に把握するため、各産業分野における企業活動に関する統計の整備を推進する。

<具体的方策>

企業活動の多様化に関する統計が未整備な産業分野については、関係府省は、各産業分野の実態を踏まえ、経済産業省企業活動基本調査を参考として、平成 15 年度以降、既存統計調査における調査対象範囲の拡大、調査事項の追加又は新規統計調査の実施により、適宜統計の整備を推進する。

(2) 金融・保険業を含めた企業統計の整備

<背景・現状>

企業に関する産業横断的な統計調査における金融・保険業の扱いをみると、法人企業動向調査（内閣府）、科学技術研究調査（総務省）及び主要企業短期経済観測調査（日本銀行）では調査範囲に含めているが、企業行動に関するアンケート調査（内閣府）、財務省景気予測調査（財務省）、法人企業統計調査（財務省）、経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）及び全国企業短期経済観測調査（日本銀行）では調査範囲から除いている。

このうち、法人企業動向調査と財務省景気予測調査は、平成 16 年度から一元化され、新調査では金融・保険業が調査範囲に含まれることとなり、また、全国企業短期経済観測調査においても、平成 15 年度中に金融・保険業を調査範囲に含める予定である（主要企業短期経済観測調査は廃止）。

なお、法人企業統計調査では、一般事業法人の勘定科目を対象とした設計となっているため、勘定科目が異なる金融・保険業を含めることは現状では困難である等の理由から、これを除いている。

<基本方向>

企業を対象とする産業横断的な統計調査で金融・保険業を除いているものについて、金融・保険業を対象とする方向で検討する。

<具体的方策>

企業を対象とする産業横断的な統計調査で金融・保険業を除いているものについては、関係府省は、平成 15 年度以降、金融・保険業について以下の検討を行う。

- ア 企業行動に関するアンケート調査については、金融・保険業を対象とする方向で見直す。
- イ 法人企業統計調査については、金融・保険業を対象とする可能性について検討する。
- ウ 経済産業省企業活動基本調査については、金融・保険業を対象とすることを検討する。

(3) 企業活動の変化への対応

<背景・現状>

(1) 企業グループ情報の重要化への対応

近年の企業活動の多角化、企業再編の活発化等により企業をグループとしてとらえることで初めて企業像が明らかになる状況が生じてきており、企業グループの構造等に関する情報を得ることがますます重要になってきている。

このため、経済産業省企業活動基本調査では、平成 4 年以降、出資比率に基づいて親子関係を把握しており、平成 13 年事業所・企業統計調査では、出資比率に基づく企業グループをとらえるための調査事項を取り入れている。

また、多角化・国際化した企業に対する投資判断を的確に行う上で、企業集団に係る情報が一層重視されてきており、証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）適用企業については、新しい連結基準（いわゆる「実質支配力基準」）に基づく連結財務諸表の作成が平成 12 年から義務付けられた。このため、新たな企業グループの把握の在り方の検討が必要となっている。

（注）「実質支配力基準」：他の会社等を連結範囲に含めるか否かを、「実質的に支配」しているか否かで判断する基準。当該会社等の議決権の過半数を所有している場合（従来のいわゆる「持株基準」）に限らず、その他一定の要件に該当し、当該会社等の意思決定機関（株主總會等）を支配しているとみなされる場合も連結範囲に含まれることとなった。

(2) 生産の海外シフト等への対応

国内企業（特に製造業）の生産の海外シフト（いわゆる空洞化）が進展することにより製造業を中心に雇用へ大きな影響が生じている。

しかしながら、国内企業の生産がどの程度海外にシフトしているのか、具体的に把握できる統計データがない。国内製品の需給関係データのみでは把握できず、輸出入データでは空洞化の状況を把握するのは困難である。また、現在のところ、空洞化が雇用に及ぼす影響を分析する場合、一定の限界がある。

(3) 設備・人員・工程におけるアウトソーシング化への対応

アウトソーシング（外部委託）の動きは企業の各種分野で進んでおり、生産活動を正確にとらえるためには、使用者ベースで労働投入量及び設備を把握する必要がある。現状は、所有者ベースで作成された統計が中心であり、使用者ベースの統計は、派遣労働者については、就業構造基本調査、工業統計調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査等で、また、設備については、工業統計調査で把握されているが、なお整備すべき分野が残されている。

<基本方向>

企業グループ情報の重要化への対応

企業グループを的確にとらえるため、企業グループ名簿情報を整備し、その活用を図る。また、実質支配力基準に基づく企業グループに関する実査可能性について、研究・検討を行う。

生産の海外シフト等への対応

いわゆる空洞化として問題とされる経済事象は、国内の生産能力の海外シフト（国内の生産能力の縮小）とこれに伴う雇用の減少（失業の発生）であり、この的確な把握に資する統計の整備を図る。

設備・人員・工程におけるアウトソーシング化への対応

設備・人員・工程については、所有者ベースの統計に加えて、使用者ベースの統計の整備を推進する。

<具体的方策>

企業グループ情報の重要化への対応

企業グループについては、総務省は、平成 15 年度中に名簿情報を整備し、関係府省は、必要に応じ統計調査への企業グループ情報の活用を図る。

また、関係府省は、企業活動の多様化に関する統計調査の整備を図る中で、企業グループの把握を充実する。

さらに、実質支配力基準に基づく企業グループについては、関係府省は、平成 17 年度までに、連結決算実施企業の実態把握を含め、実査可能性等の研究・検討を行う。その際、海外子会社については、経済産業省企業活動基本調査及び海外事業活動基本調査の活用を検討する。

生産の海外シフト等への対応

生産の海外シフト及びこれに伴う雇用への影響の把握については、海外子会社の生産活動、国内生産活動の変動（縮小）及び雇用の変動（減少）とを関連付けて分析する必

要があり、このため、関係府省は、平成 15 年度以降速やかに、こうした分析に資する統計の整備の在り方について検討を行う。

設備・人員・工程におけるアウトソーシング化への対応

設備・人員・工程については、関係府省は、平成 15 年度以降適宜、既存統計調査の特性を踏まえ、その改善等により、所有者ベースでの統計に加えて使用者ベースでの統計の整備を推進する。なお、使用者ベースでの統計についても、必要に応じ所有者ベースでの統計の整備を推進する。

4 サービス分野の統計整備

(1) 未整備のサービス分野の統計整備

<背景・現状>

サービス分野については、年次又は周期統計には、比較的多くの種類が存在するが、特定の項目（例えば生産額等）に限定してみると、産業によって精粗があるほか、月次や四半期の統計では、特定サービス産業動態統計調査以外ではほとんどが把握されていない。

具体的にはGDP統計の改善を図る上で、サービス分野（第3次産業）については、年次統計では、飲食店、旅館、機械修理等金額ベースの統計が不足しているほか、月次統計では、更に、放送業、廃棄物処理業、不動産仲介・賃貸業等既存の供給側統計ではカバーされていない部分が存在する。

また、公的サービス分野（上下水道、廃棄物処理等）のデータは、それぞれの自治体が業務資料として保有しているが、それらを全国ベースで集計した結果は、年単位で、かつ他の統計と比べ時点的にも遅い段階でしか入手できない状況にある。

さらに、サービス分野の統計は、活動水準に関する調査項目が不統一（金額ベースのもの、数量ベースのもの）なため、産業間比較等が困難である場合が多い。

なお、経営の多角化により、サービス活動の潜在化が一層の広がりをみせている現状の下、アクティビティベース(活動内容別)のサービス経済活動の把握も重要となっている。

現在、こうした観点から統計調査を実施しているものとしては、サービス業基本調査及び特定サービス産業実態調査がある。これらの種類では、当該サービス業以外の事業の売上高が占める割合を調査し、多角化の状況を把握しているほか、商業統計調査でも同様の調査を実施し、サービス活動を一部調査している。

<基本方向>

GDP統計の改善に資するため、サービス分野（公的サービス分野を含む。）の供給側統計の整備を推進する。

各府省協力の下でサービス分野（公的サービス分野を含む。）について、産業別・調査事項別に統計の整備状況を俯瞰できるもの（統計マップ）を作成し、未整備分野を明確にした上で、統計の体系的整備を推進する。

経営の多角化に対応して、必要に応じ、サービス分野の把握を推進する。

< 具体的方策 >

ア サービス分野については、統計の体系的整備を図るとともにGDP統計の改善に資するため、関係府省は、平成15年度以降適宜、特定サービス産業実態調査及び特定サービス産業動態統計調査を中心として供給側統計の整備・充実を図る。

イ 公的サービス分野（上下水道、廃棄物処理等）については、GDP統計の改善に資するため、関係府省は、平成15年度以降適宜、年次統計の公表の早期化に努めるとともに、業務の電算処理の進展状況に対応して、更なる統計の整備を検討する。

サービス分野の活動水準を把握するとともに産業間比較を可能とするため、関係府省は、各サービス分野における基本的な統計調査について、平成15年度以降適宜、各産業分野の実態を踏まえ、共通する調査項目（従業者数、売上げ又は収入金額等）の設定について検討する。

総務省（統計基準部）は、関係府省の協力を得て、平成15年度の早い時期に、サービス分野（公的サービス分野を含む。）に関する統計マップを作成する。これを踏まえ、引き続き統計マップを全産業分野へ拡大する。

統計マップの整備により明らかになった統計の未整備分野については、各府省は、統計の体系的な整備に向けて、ニーズに応じ統計の充実方策を検討する。

経営の多角化による付随的なサービス経済活動の拡大に対応して、各府省は、平成15年度以降、必要に応じ、各府省所管産業に関する基本的な統計調査において、サービス業の兼業状況を把握するなど、サービス分野の把握を推進する。

なお、これに関連して、総務省は、事業所・企業データベースへの兼業情報の追加についても、将来的な課題として検討する必要がある。

（２）非営利活動に関する統計の充実

< 背景・現状 >

民間非営利組織（NPO）及びボランティア団体（以下「NPO等」という。）の活動は、今後、経済活動の中でウエイトを増大させることが考えられ、これに関連して統計の整備が必要となってくる。

特に、公共ニーズについて、財政制約の中で、従来の公共部門によるサービス提供からNPO等によるサービス提供へとウエイトが移行する可能性を考慮すると、民間の非営利活動の実態把握は一層重要となる。

民間の非営利活動については、現在、民間非営利団体実態調査において、内閣府が年次ベースで把握している。

しかし、この調査は、事業所・企業統計名簿を母集団として調査しているため、事業所を構えていない団体についてはとらえられない。

なお、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。NPO法）に基づく特定非営利

活動法人については業務報告がある。また、NPO等については、地方自治体で相当程度把握されている。

<基本方向及び具体的方策>

NPO等の民間の非営利活動に関する統計の整備・充実を図るため、「民間非営利団体実態調査」の母集団名簿である事業所・企業統計名簿について、総務省は、平成15年度以降、NPO等に関する行政情報の活用等を通じ、NPO等の民間非営利団体に関する名簿情報の整備を図る。

また、上記によっても把握が困難と考えられる民間非営利団体については、外観調査では把握が困難な「SOHO」(Small Office Home Office、いわゆる在宅勤務型世帯)等の事業所に関する実態把握等のための調査検討の中で、併せて調査検討を実施する(第3-1「調査環境の変化への対応」参照)。

5 IT関連統計の整備

<背景・現状>

情報通信技術(IT)による産業・社会構造の変革、即ちIT革命の世界的な進展に対応するため、我が国では、平成12年に内閣の「IT戦略本部」及び官民合同の「IT戦略会議」が設置されるとともに、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(平成12年法律第144号、以下「IT基本法」という。)が制定された。平成13年にはIT国家戦略としての「e-Japan戦略」が、IT基本計画としての「e-Japan重点計画」がそれぞれ決定され、高度情報通信ネットワーク社会形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策が明示され、電子政府・電子自治体を始めとする世界最先端のIT社会への転換を推進することが緊急の課題となっている。

さらに、平成14年には、「e-Japan重点計画-2002」が策定されるとともに、IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会が設置され、現在、「IT利活用により、『元気・安心・感動・便利』社会を目指す」ことを基本理念とするe-Japan戦略の検討が行われているところである。このe-Japan戦略は、IT革命の第一期として、現行のe-Japan戦略の遂行により全国的な情報通信ネットワークの基盤が着実に整備されてきた成果を評価しつつ、そのIT基盤をいかした社会・経済システムの積極的な変革などを基本的な視点としている。

このような状況の下、e-Japan重点計画を着実に実施し、その達成状況を継続的に把握するため、IT基本法第14条には、「政府は、高度情報通信ネットワーク社会に関する統計その他の高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により随時公表しなければならない。」と定められている。統計行政においても、これらIT関連統計の体系的整備に的確に対応し、IT化進捗状況の測定・評価指標となる統計を整備することが強く求められており、IT供給者を調査対象とする統計、ITインフラの整備状況に関する統計についてはある程度整備が進められてき

ているところである。

しかしながら、IT化やITを活用した電子商取引（クロスボーダー取引を含む。）の詳細な実態把握とIT化が国民生活・社会・経済に与える影響分析を行うために必要な基礎データとして未整備の分野があるとの指摘がある。

また、国民生活・社会・経済におけるIT化が急速に進展する状況の下、国際的には経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）が国際標準産業分類（International Standard Industrial Classification of all Economic Activities: ISIC）に基づき情報通信技術（ICT）部門の定義・分類をし、ICT商品・サービスの定義・分類作業も現在進められている。我が国においても、IT化による影響等を的確に把握するためには、IT分野の範囲を明確に定める必要があることから、IT関連統計について、各府省共通の「IT関連産業」等の定義が求められている。

<基本方向>

IT化の実態把握と影響分析に必要な基礎データを整備するため、関係府省において新規統計調査の実施、既存統計調査の改正を検討する。

府省間で整合性のとれた「IT関連産業」等の定義・分類を検討する。

<具体的方策>

IT関連統計における未整備の統計分野・統計データについては、次のとおり、平成15年度以降、適宜整備を図ることとする。

ア SNAの推計に用いる基礎データ

関係府省は、既存統計調査との調整、調査可能性について検討し、投資及び償却方法等（特にインハウス型ソフトウェア、汎用型ソフトウェアに関するもの）について、新規の基礎的な調査を実施するとともに、既存統計調査における整備・拡充を検討する（2（1）「GDP推計のための基礎統計の整備」と関連）。

イ IT化が経済に与える影響の分析のための基礎データ

関係府省は、以下の分野について、統計調査相互の役割分担を明確にした上で、既存統計調査において整備・拡充を図るとともに、必要に応じて新規調査を実施し、実態の把握に努める。

- ・ インターネット附随サービス業、コンテンツ作成・提供サービス業等の実態
- ・ 資本サービスと労働投入を使用者主義で測るためのデータ（リース、派遣労働、アウトソーシング等）
- ・ 人的資本、企業組織における変化の実態

ウ セキュリティ対策に関する統計

総務省は、特に個人・世帯におけるIT利用の分野について、既存統計調査においてセキュリティ対策に関する統計の整備・拡充を図る。

エ 医療、福祉、教育・文化、交通等公共サービス分野におけるITの利用・普及に関

する統計

関係府省において積極的に検討する。

「IT関連産業」の定義・分類については、関係府省間で検討する場を平成15年度中に設置し、速やかに検討を開始する。

また、「IT関連商品」の定義・分類の取扱いについても、同じ場において併せて検討する。

6 知的財産関連統計の整備

<背景・現状>

我が国の産業競争力強化のため、知的財産権政策の強化を図ることが求められており、「知的財産戦略大綱」(平成14年7月 知的財産戦略会議)において「ユーザーの多様な知的財産活動に迅速かつ的確に対応した政策を展開できるよう、知的財産政策の企画立案の基礎となる知的財産関連調査統計を2002年度中に整備する」とこととされたところである。

これを受け、経済産業省は、本格的な知的財産関連統計調査として、平成14年度から知的財産活動調査を実施している。また、経済産業省企業活動基本調査においても「技術の所有及び取引状況」について調査している。

2-(1)「GDP推計のための基盤統計の整備」で指摘したとおり、ソフトウェアには、市場において購入されるもの(受注型ソフトウェア及び汎用型ソフトウェア)と、自社開発されるもの(インハウス型ソフトウェア)とがあり、国連93SNA勧告において、無形固定資産として取り扱うこととされているが、既存の統計調査では汎用型ソフトウェア及びインハウス型ソフトウェアについては包括的な推計を行うことができない。また、特許等の使用料はサービスに含めることとされているが、我が国のSNAでは推計されていない。さらに、娯楽、文学又は芸術作品等の無形財産を固定資本形成に含めることとされているが、我が国のSNAでは推計されていない。

これは、基礎統計が存在しないかデータ収集が極めて困難であるため、我が国のSNAでは導入していないものである。

<基本方向>

知的財産活動調査の実施及びその充実を中心に、知的財産関連統計の整備・充実を図る。

<具体的方策>

経済産業省は、「知的財産活動調査」について、平成14年度の調査結果を踏まえ、必要に応じその拡充を図る。

SNAについては、今後、国連93SNA勧告に近付ける努力が必要であり、SNAの改善に資するため、内閣府は、平成15年度以降、知的財産に関連して、以下の措置を講ずる。

ア インハウス型ソフトウェアについては、必要に応じ関係府省と連携して、平成 15 年度以降、IT 関連統計調査の整備等を通じて、インハウス型ソフトウェア資産の取得状況等を把握する。

なお、汎用型ソフトウェア資産の取得状況等については、その把握の可能性を含め、引き続き検討する。

イ 特許等の使用料については、知的財産活動調査の調査結果の活用を検討する。

ウ 娯楽、文学又は芸術作品等の無形財産に関する取得額の評価の在り方については、各国の取組状況等を含め調査研究を実施する。

7 雇用関係統計の整備

<背景・現状>

我が国の雇用情勢は、これまでにない厳しい状況を迎えている。失業率の悪化の背景としては、経済動向の悪化、雇用のミスマッチ（求人と求職の不適合）の拡大等が挙げられる。また、最近の失業の特徴としては、男性の失業率の上昇が大きいこと、若者の失業率が高いこと、地域による差が大きいこと、失業の長期化が進んでいることなどが挙げられる。

さらに、労働市場の中長期的・構造的な課題としては、次のような点を抱えている。

少子・高齢化による労働力人口の減少と高齢化

グローバル化の進展や企業の海外移転に伴う産業の空洞化

雇用コストの高まりによる正社員からパートタイム労働者等へのシフトや労働者側のライフスタイルや就業意識の変化（雇用・就業形態の多様化）

産業構造の高度化（サービス経済化）に伴う雇用の流動化

いわゆるフリーター、不安定就労者の急増 等

このような状況の中で、雇用・就業に関する基本構造に係る統計データは、就業構造基本調査において就業及び不就業の構造が、また、賃金構造基本統計調査において労働者の賃金の構造が把握されているなど、おおむね一定の整備がなされている。

しかしながら、上記の課題に的確に対応する観点からみると、（ ）近年のパートタイム労働者やいわゆるフリーターの増加といった雇用・就業形態の多様化の実態を適時・的確に把握できていないこと、（ ）職歴の変化を把握できるデータが不十分であること、（ ）求職及び求人双方の実態把握のうち、求職に関する実態把握は進められているものの、求人側からの実態把握が進められていないことなど、就業の実態のよりの的確な把握が求められている。

<基本方向>

雇用・就業形態の多様化に対応し、その実態の適時・的確な把握に努める。

労働力の流動化に対応し、その産業・就業構造及び職歴変化の実態を的確に把握するためのデータ整備を図る。

労働力の需要及び供給の構造的不均衡（雇用のミスマッチ）に対応し、求人等需要者側の実態を把握する。

< 具体的方策 >

関係府省は、多様化している雇用・就業の形態の適時・的確な把握のため、平成 15 年度以降、統計調査の実施を含め、その把握方法の研究を行う。その結果を具体的な統計調査に反映させる際には、従業者の概念の整合性について、必要に応じ関係府省による打合せの場を設ける。

厚生労働省は、流動化している労働者の職歴変化の実態の分析のため、引き続き縦断調査等による職歴データの把握を行う。

関係府省は、連携を図りつつ、平成 15 年度以降に求人者側の求人・人材確保の状況等について、その実態を明らかにする調査を行う。

8 環境統計の整備

< 背景・現状 >

我が国における環境統計は、昭和 30 年代中頃に発生した公害問題の実態把握から始まり、その後、昭和 60 年代以降環境問題は地球温暖化等複雑かつ多方面にわたった分析を要する地球規模の問題に変化してきた。このため、いわゆる「環境統計」は、環境観測データ、様々な統計調査結果からの加工統計等がその多くを占めており、環境データの把握を直接の目的とした統計法上の統計調査及び統計報告調整法上の統計報告の徴集はその一部分にすぎない。

現在、大気、水質、土壌等に係る汚染物質の排出については、環境観測データの蓄積が図られてきている。また、化学物質の排出量についても、平成 11 年に、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号。化学物質排出把握管理促進法）が施行され、特定化学物質を取り扱う事業者による化学物質の管理の改善、強化を促進するための枠組み及びそのためのルールが定められた。これにより、平成 14 年から対象事業者は 1 年間の排出量・移動量を把握し、毎年届出をすることとなり、その結果が集計され公表されることとなった。

さらに、平成 12 年に「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）が制定され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクル（再生資源化）を進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するための取組が始まった。これに関連して次のような主要な分野の法律が整備され、リサイクルの仕組みができてきた。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。廃棄物処理法）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。資源有効利用促進法）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）

容器包装リサイクル法)

- ・ 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。家電リサイクル法）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。グリーン購入法）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。建設リサイクル法）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。食品リサイクル法）
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。自動車リサイクル法）

しかし、リサイクルについては、その評価等に必要なデータを整備することが、今後、必要とされている。

温室効果ガスについては、国際的な取組が行われており（平成 4 年気候変動に関する国際連合枠組条約、平成 9 年京都議定書、平成 14 年 6 月京都議定書受諾）、我が国の温室効果ガスの排出量・吸収量等について国際的報告にも活用できる環境統計の作成が必要とされている。しかし、現在、温室効果ガス（CO₂）の排出量については、おおよそ半数を占める産業部門の統計は整備が図られてきているが、約 16 パーセントを占める民生業務部門（オフィス、ホテル、学校、病院等の事業所・事務所等）については十分な把握がされていない。

また、企業に対して持続可能な社会の実現、循環型社会の構築への対応が求められていることから、経済活動における環境保全活動の状況を把握する必要が生じており、環境会計、環境ビジネス等新しい考え方、活動が発生している。内閣府及び環境省においては、国連の「ハンドブック環境・経済統合勘定（暫定版）」の考え方に沿って、SNAのサテライト勘定として「環境・経済統合勘定」の研究が進められているが、今後、経済活動における環境保全活動を評価するためにその指標となる統計の整備が求められている。

<基本方向>

統計利用府省から統計作成府省への利用状況のフィードバックの仕組みを作る。

温室効果ガスの関連統計として、民生業務部門等に起因する環境負荷の把握のための基礎情報等の整備・充実を図る。

法令に基づく報告等の業務統計としての整備と利活用の推進を図る。

生産統計等における再生資源化率、リサイクル品の割合等循環型社会を形成するための取組評価に資する調査項目の充実を図る。

経済活動における環境保全活動を把握する見地から、環境投資等について把握する方策を検討する。

<具体的方策>

環境省は、平成 15 年度の早い時期に 2 次統計作成に使用している調査事項につき、

その統計調査を実施している府省に対し提示し、今後も定期的に実施する。

温室効果ガスの関連統計として、民生業務部門等に起因する環境負荷の把握のための基礎情報等の整備・充実については、次による。

ア 経済産業省においては、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和 54 年法律第 49 号。省エネ法)による業務報告の集計・公表について平成 16 年度を目途に検討を行う。

イ 国土交通省においては、平成 15 年度以降自動車輸送統計調査等の見直しを検討する際には、移動体エネルギー消費量を把握するという環境統計としての役割に十分留意する。

なお、森林の温室効果ガスの吸収量については、統計調査による把握の必要性を含め、今後、農林水産省において更に検討を進める。

再生資源化率、リサイクル品の割合等循環型社会の形成及びリサイクル関連事項の充実については、関係府省は、既存の調査の改善を図る等により平成 15 年度以降、リサイクル関連項目の把握に努める。調査周期についても、月次・四半期調査の検討を行う。

環境投資等の統計については、統計の必要性を含め環境保全の範囲、必要事項等に関係府省において研究・検討し、関係調査に必要事項を盛り込むこと等について平成 15 年度以降検討を行う。

9 ジェンダー統計の整備

<背景・現状>

男女共同参画社会の形成を促進するための各種施策の企画立案・実施、施策評価等に資する観点から、国際的にも、また、国内でも、あらゆる分野において、男女間の格差や差別の現状及びその要因、並びに現状が生み出す影響を把握するための統計(いわゆる「ジェンダー統計」)を整備する必要性が高まっている。

国際的な動向をみると、平成 7 年(1995 年)の第 4 回世界女性会議で採択された行動綱領等において、性区分を持つ統計の作成・普及とそのための体制づくりなどジェンダー統計に関する条項が盛り込まれ、国際機関及び先進諸国では、統計調査にジェンダーの視点を採り入れることについて積極的な取組が行われている。

一方、我が国では、「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号)の具体的実施計画である「男女共同参画基本計画」(平成 12 年 12 月閣議決定)において、重点目標の一つである「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」の基本的方策として、「男女共同参画に係る情報の収集・整備・提供」を掲げ、女性の置かれた状況を客観的に把握できる統計情報の在り方について検討を行い、男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供に努める、統計情報の提供に当たり、一般国民による分析、研究の利用を可能とするよう留意する、統計調査の設計、結果表章等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直しを行うこととしている。

上記計画に掲げられた施策の進捗状況を監視する内閣府の男女共同参画会議では、平成14年度における重点監視対象の一つとして「男女共同参画に係る情報の収集・整備・提供」を選定し、同会議の下に設置された苦情処理・監視専門調査会において、その監視に係る調査・検討を行っているところである。

しかしながら、現行の統計調査をみると、

ア 個人又は世帯を対象とする統計調査においては各個人又は各世帯員の性別を把握しているのに対し、事業所・企業を対象とする統計調査においては従業者等の性別を把握していない例がみられる。

イ 性別を把握していても、()データ表章を行っていない、()男女の対比ができるような形で表章していない、()性別と年齢や就業状態、世帯類型等、分析上、重要な属性とのクロスデータが不足している例がみられる。

など、ジェンダーの視点に十分配慮したものとはなっていない。

<基本方向>

事業所・企業を対象とする統計調査において、その調査目的に照らしつつ、可能な限り従業者等の性別を把握するよう努める。

調査結果の表章に当たっては、原則として性別データの表章を行うとともに、可能な限り、データの利便性に配慮した表章方法を採用するよう努める。

<具体的方策>

各府省は、平成15年度以降、事業所・企業を対象とする統計調査において、その調査目的に照らしつつ、事業所・企業統計調査など他の統計調査とのデータリンケージを行うことなども含め、可能な限り従業者等の性別を把握するよう努める。

なお、新たに性別データ等の把握を行うことにより調査協力に多大な影響を及ぼすおそれがないよう、報告者の報告負担やプライバシー意識に十分留意する必要がある。

各府省は、平成15年度以降、調査結果の表章に当たっては、原則として性別データの表章を行うとともに、データの利便性に資する観点から、可能な限り男女の対比が可能となるような表章方法を採用するよう努める。さらに、各府省は、苦情処理・監視専門調査会における検討結果も踏まえ、また、可能な限り統計ニーズも踏まえ、就業状況、従業上の地位、雇用形態、労働条件等の就業に関する属性や世帯類型、配偶関係、家事・育児・介護の状況等の家族属性とのクロス集計の充実を図るなど、多様な表章を行うよう留意する。

なお、標本調査、特に小標本調査においては、結果表章に伴い秘密の保護や結果精度面での問題が生じないように留意する必要がある。

10 国民生活に関する統計の整備

(1) 世帯や個人の活動等に関する統計

<背景・現状>

少子・高齢化の進展により、労働力人口の減少、年金・医療・福祉における将来世代の負担の増大など、我が国の社会・経済全般への大きな影響が予測されている中、公的・民間サービスに対する国民のニーズが高まりを見せており、医療や介護サービスの提供体制など各種施策の進捗状況等を把握する統計については整備が進められてきている。一方、これと相互補完関係にある家族（世帯）内における扶養など家族（世帯）機能の実態については、生活時間配分の面から国民の生活実態をとらえる総務省の社会生活基本調査において、生活行動の一例として、家族内における介護や身の回りの世話等の状況についてより詳細に把握・分析するための改正が行われており、この面では整備が進められてきている。しかしながら、現行の世帯や個人を対象とする統計全体をみると、近年、家族構成や居住形態、生活様式等の変化に伴い、世帯構造が多様化してきていることもあり、依然としてその全体像が必ずしも的確に把握されていない。

また、同一客体を追跡調査（縦断調査）し、その意識や行動の変化及び事象間の関連性等について把握・分析を行うことにより、既存の調査（横断調査）を補完し、より効果的な少子化対策等に資することを目的として、現在、厚生労働省において、出生児及び20歳から34歳までの男女を対象とする21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査が実施されている。このような中、特に、中高年齢者については、体力の低下や健康面における懸念が増す一方で、転職・退職等の変化を迎えるとともに、子育てや介護の面でも多大な負担を有するなど多くの局面において重要な役割を占めていることから、雇用や福祉対策等各種施策の推進を図る上で、中高年齢者についても、既存の調査と併せ、その行動の変化や事象間の関連性などについて把握することにより、より詳細な分析が可能となるよう、データの整備・充実を図ることが求められている。

<基本方向>

家族（世帯）の役割（機能）の実態をよりの確に把握する方策を検討する。

中高年齢者の生活実態がより明らかとなるような新たな調査手法の導入について検討する。

<具体的方策>

関係府省は、多様化する世帯構造の状況を的確に把握するとともに、家族（世帯）内の役割（機能）をより明らかにするため、平成15年度以降、世帯や個人を対象とする関連の統計調査において、所要の調査事項の見直し等の検討を行う。

厚生労働省は、既存の縦断調査の実施状況を踏まえつつ、平成16年度以降、中高年齢者に焦点を当てた縦断調査の実施について検討する。

(2) 生涯学習活動や個人の能力取得活動に関する統計

<背景・現状>

近年、国際化、情報化等急速な社会変化への対応、自己啓発、職業上の能力開発のほか、高齢化の進展により生きがいのある豊かでより充実した人生を送る上で、学校教育にとどまらず、生涯を通じて絶えず新たな知識や技術を習得することが一層重要となってきた。こうした中、生涯学習活動や個人の能力取得状況の実態を捉える統計調査としては、現在、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校における学校教育活動等の実態を把握する学校基本調査が、また、公民館、社会体育施設、文化会館など社会教育・生涯学習施設等における社会教育・生涯学習活動の実態を把握する社会教育調査等が、さらに、学習塾等における活動の実状を把握するサービス業基本調査があるが、生涯学習活動や個人の能力取得活動の実態を把握し、その基盤整備を推進する上で、民間事業者・団体等における取組状況、職業訓練の状況などの面で未整備な分野がある。

<基本方向>

生涯学習活動や個人の能力取得活動の実態を的確に把握する観点から、現在、未整備となっている分野に係る統計調査の整備を図る。

<具体的方策>

関係府省は、平成15年度以降、民間事業者・団体等における生涯学習活動への取組及び参加の状況、また、職業訓練の実施及び受講の状況等についての実態把握の方策を検討する。

1.1 政策評価への統計の活用等

<背景・現状>

平成14年4月1日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号、以下「評価法」という。)が施行され、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適時に反映させなければならないこととされた。

また、政策評価は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、「政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること」(評価法第3条第2項第1号)とされている。

同法が施行されたことに伴い、政策評価に資するよう、施策の基礎となる統計調査の内容の充実等統計調査の活用を図る必要がある。

<基本方向及び具体的方策>

政策の客観的な評価に資するため、統計の活用等を推進する。

このため、

各府省は、職員に対する統計知識の普及啓発に努めるとともに、統計部局の職員以外の職員についても統計研修の充実を図る。

各府省は、施策実施部局との連携に努め、政策評価への統計の活用を図るとともに、必要に応じ統計調査の見直しを図る。

1 2 地域経済に関する統計の在り方

<背景・現状>

従来は、各工場や商店、営業所など末端の事業所で管理していた情報を企業本社等が一括して管理する方向に変化しつつあり、末端の事業所に調査票を送付しても、本社に問い合わせないと不明とする客体が増加していることなどから、本社で一括して回答させる調査方式（本社一括調査方式）を導入している例がある。

本社一括調査方式は、本社で各事業所の調査票をそれぞれまとめて記入してもらう方式であり、企業の情報管理の実情等に応じ導入してきているものであるが、調査項目によっては、事業所単位のデータではなく、企業全体のデータしか把握できないケースが生じる可能性がある。

また、地域が個性を持った発展をしていく中で、特色ある地域の発展をとらえ、健全なる地域行政を展開していくためには、地場産業を映し出せる統計の整備が必要である。しかしながら、日本標準産業分類の分類項目と地場産業の業種とは必ずしも一致しないため、地場産業の実態把握が困難な面がある。

<基本方向及び具体的方策>

本社一括調査方式を導入する場合、事業所単位のデータでなく企業全体のデータしか把握できないときには、地域集計上の問題が生じること等から、慎重な対応が必要である。

地方公共団体が地場産業等地域性の高い情報を整備するために行う独自集計については、各府省は、必要に応じ、品目分類の見直し・細分化等国の統計調査を活用できるための支援を行う。

1 3 大規模周期調査の今後の実施方法及び周期調整

<背景・現状>

社会・経済情勢の変化に伴う統計情報に対するニーズの多様化に対応するため、統計調査が増加する中、大規模統計調査が一時期に集中し、このことによる報告者の協力難、地方公共団体の事務負担増が、統計の正確性の確保に重大な影響を与える懸念から、「統計行政の新中・長期構想」において、主要統計調査の実施時期が調整された。

平成 16 年度は、事業所・企業統計調査（簡易調査）、サービス業基本調査、全国消費実態調査、商業統計調査（簡易調査）及び農林業センサスの 5 つの大規模周期統計調査の実施並びに国勢調査の調査区設定が予定されているが、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施を図るため、事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査についてはこれを同時・一元実施する予定となっている。

しかし、現状の周期のままであれば、平成 21 年度には、再度大規模周期統計調査が輻輳することとなる。

特に、市町村においては、統計担当職員が少人数（2～3 人が大半）である上に、そのほとんどが庶務や選挙事務等を兼務しているため、大規模な周期統計調査が輻輳する年は、兼務職員が複数の統計調査を同時並行的に処理しなければならないことから、その負担は非常に大きいものとなっている。また、多数の統計調査員を確保する必要があるが、統計調査員の確保難等が年々深刻になっている。

一方、その他の年度における大規模周期統計調査は、平成 21 年度に比し少なく、年度間における統計調査の数（量）に格差が生じており、地方公共団体における統計事務の平準化・簡素化が求められている。

<基本方向>

経済センサス(仮称)に関連する平成 21 年度実施予定の大規模統計調査については、報告者負担、地方公共団体及び統計調査員の事務負担を軽減する等の観点から、統廃合、簡素・合理化を図るとともに、実施時期の調整についても検討する。

平成 21 年度実施予定のその他の大規模周期統計調査についても、簡素・合理化を図るとともに、実施時期の調整についても検討する。

<具体的方策>

経済センサス(仮称)に関連する平成 21 年度実施予定の大規模統計調査については、別途設けられる検討の場において、統廃合、簡素・合理化の検討を踏まえつつ、実施時期の調整も検討する。

平成 21 年度に実施予定のその他の大規模周期統計調査及び国勢調査の調査区設定についても、簡素・合理化を図ることとし、関係府省は、その具体化に向け、調査規模、調査方法等について検討するとともに、実施時期の調整についても引き続き検討する。

1 4 統計調査の整理合理化

<背景・現状>

国の統計調査については、それぞれの目的の相違はあるものの、經常調査、周期調査を含めて数多く存在している。一方、国民の価値観の多様化、プライバシー意識の高まりのほか、企業における調査負担の増大等により、世帯や企業の理解が得にくく、統計調査の円滑な実施に支障が生じている。

こうした中、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」において、「総務省及び関係府省は、平成 15 年度より、ニーズの乏しい統計を廃止するとともに、雇用や環境、新サービス産業や観光などの新成長分野等ニーズがある統計を抜本的に整備する」とこととされている。

<基本方向>

上記閣議決定を受け、既存統計調査の見直しを行い、ニーズの乏しい統計調査を廃止するとともに、統計調査の簡素・合理化を推進する。

<具体的方策>

各府省は、総務省（統計基準部）が各府省と協議の上作成する指針に基づき、平成 15 年度から 3 か年から 5 か年の期間において、所管するすべての統計調査について計画的に見直しを行い、その結果を、毎年総務省（統計基準部）に報告する。

なお、経済センサス（仮称）に関連する大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化については、別途設けられる検討の場において、平成 17 年度中に結論を得る。

第3 統計調査の効率的・円滑な実施

1 調査環境の変化への対応

<背景・現状>

産業構造の変化、雇用構造の変化、少子・高齢化の進展、高度情報通信社会の到来等社会・経済の急速な変化に伴って統計に対する需要が増大している。一方、統計調査をめぐる環境は、次のとおり大きく変化し、ますます厳しさを増しており、これが国・地方公共団体や統計調査員の負担を増大させ、ひいては統計の精度に影響を来すことが懸念される。

価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等により、調査への協力を得ることが困難な場合が顕在化しており、調査票の回収率の低下、未記入回答の増加をもたらしている。

核家族化の進展、共働き、単身世帯の増加等による昼間不在世帯の増加、オートロックマンションの普及、ワンルームマンションの増加等に見られる居住形態の多様化等が接触困難世帯の増加や調査票提出の遅延をもたらしている。

景気が長期的に低迷している中で、企業における人員削減が進んでおり、これはとりわけ管理部門で顕著である。この結果、統計調査への協力が大きな負担となり調査票の回収率の低下、未記入回答の増加をもたらしている。

生活様式の多様化や情報通信機器の普及等に伴う調査票の回収方法等に対する調査客体の要望が多様化している。

本社部門での事業の一括管理の進展に伴い、事業所におけるデータ収集の困難性が増大している。

新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展に伴ってS O H O等外観からでは捕捉困難な事業所・企業が増加している。

「e - Japan 重点計画 2002」(平成 14 年 6 月 18 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)に示される行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進を背景としてオンライン調査に対する要請が高まっている。

統計調査員の高齢化の進展、確保難の深刻化に伴う調査員確保対策の充実及び昼間不在世帯の増加による夜間訪問等への対応策の充実が求められている。

このような環境の中で調査客体の協力を確保し、正確なデータを提供していくためには、新たな調査手法の開発や統計の意義に関する普及・啓発、広報の一層の推進が必要である。

<基本方向>

統計調査に対する国民の意識の変容、調査実施の困難性の増加、協力が得られない客体の増加や未記入回答の増加等を踏まえ、統計調査の意義に関する国民の理解と協力を得るため、普及啓発、広報の一層の推進を図る。

調査客体の統計調査に対する多様なニーズへの対応、生活様式や居住形態の多様化等に対応するため、調査の目的・特性、効率性等に留意しつつ、多様な調査方法による調

査の実施を推進する。

また、情報通信技術の進展や 2000 年人口センサスにおける諸外国のオンライン調査実施の例を参考として事業所・企業を対象とする調査のみならず、世帯を対象とする調査についてもオンライン調査の導入を図る。

正社員がいない小規模事業所の増加、外観からは把握困難な S O H O 等の事業所の増加や本社による事業管理体制に対する事業所におけるデータ収集の困難性の増大に対し、適切に対応するための方策の検討を行う。

協力が得られない客体の増加、未記入回答の増加等に対し、調査票の記入方式を工夫する等により報告者の負担の軽減を図り客体の協力を確保するとともに、結果精度の維持・向上に努める。

調査環境の変化に伴う調査員調査の困難性の増大、統計調査員の高齢化、確保難等を踏まえ、調査員確保対策の充実を図る。

昼間不在世帯の増加による夜間訪問や調査困難区域での調査の実施への対応策として、統計調査員に対する安全対策の一層の推進を図る。

< 具体的方策 >

各府省は、世帯を対象とする調査について、調査の目的・特性、効率性等に留意しつつ、多様な調査客体のニーズに対応し、郵送調査、封入提出、聞き取り調査、調査しづらい事項を別葉の調査票とした調査など、多様な回答方式による調査を推進する。この一環として、総務省は、必要に応じ関係府省と連携を図りつつ、平成 17 年度を目標に、オンライン調査について具体的手法の検討を行い、その成果を各府省と共有する。

各府省は、事業所・企業を対象とする調査について、調査の目的・特性、効率性等に留意しつつ、オンライン調査、郵送調査等多様な回答方式による調査を推進する。

各府省は、協力が得られない世帯や事業所・企業の増加等に対し、調査票の記入方式の工夫等による報告者負担の軽減や協力が得られない理由等に関する情報を整理・収集するなど、調査協力の確保に向けた対策を進める。

総務省は、各府省と緊密な連携のもとに、S O H O 等外観からは把握困難な事業所・企業の増加を踏まえ、平成 17 年度を目標に、S O H O 事業所の実態把握、調査手法等に関する検討を行い、実地調査等を実施する。

各府省は、経理等に関する情報を本社が一括管理している事業所等への対応策として、必要に応じて本社が一括して各事業所の調査票を事業所毎に記入する方式を実施する。

各府省は、統計調査員の安全対策の一環として、複数の調査員による調査体制等を推進する。

2 情報通信技術を活用した統計調査の推進

< 背景・現状 >

厳しい調査環境の中であって、情報通信分野における技術革新の成果を統計データの収集・集計等の過程に活用していくことは、報告者の負担を軽減し、調査を効率的に実施し

ていく上でも極めて重要となっている。

情報通信技術については、政府における「e-Japan 戦略」(平成 13 年 1 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を始めとした取組により、インターネットの普及やブロードバンド等の情報基盤の整備が急速に進んでおり、「e-Japan 重点計画 2002」において「行政の情報化については、行政情報の電子的提供、申請・届出等の電子化、文書の電子化、ペーパーレス化及び情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務の改革を重点的に推進し、2003 年度までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する」こととされていることから、統計調査のデータ収集過程等におけるオンライン化の推進が求められている。

オンライン調査については、「統計行政の新中・長期構想」においてもその必要性が提言されていることもあり、平成 14 年 11 月時点で、各府省において 17 システム 23 調査が実施され、今後更に 7 システム 14 調査での実施が予定されている(第 1 表参照)。しかし、コンピュータ等の電子機器の導入の進展を背景として、企業等から IT を活用したオンライン調査に対する要請はこれまで以上に高まっており、一層の推進が必要である。

第 1 表 オンライン調査の実施状況

区 分	媒 体	システム数	左記のシステムにより実施している調査数
実施中のもの	インターネット	8	14
	専用回線	6	6
	電子メール	3	3
	小 計	17	23
実施予定(開発中)のもの	インターネット	6	13
	専用回線	1	1
	小 計	7	14
計		24	37

(注)「IT 技術を活用した統計調査システム」に係る実態調査(平成 14 年 11 月 総務省統計局調べ)による。

オンラインによる調査票の提出については、情報漏洩等に対する懸念等から、依然その普及は十分なものとは言い難く、セキュリティ対策の充実、システムの操作性等の報告者の負担軽減等の、オンライン調査に対する報告者の協力確保のための環境作りが重要となっており、これらに関する広報の充実が必要となっている。

一方、オンライン調査の拡大に伴って、調査ごと等に独自のシステムが林立した場合、システムあるいは調査によって認証方法や回答方法等が異なることにより報告者負担が増加することが懸念され、これに対して適切に対応していく必要がある。

<基本方向>

情報通信技術の進展を踏まえ、報告者のニーズに合わせたオンライン調査の導入に関する検討を行うなど、オンライン調査の一層の推進を図る。

また、オンライン調査の普及に当たっては、オンライン化に伴うデータ保護、漏洩防

止等について調査客体の理解を得るための諸策を積極的に推進し、オンライン調査推進のための環境作りに努める。

オンライン調査に係る基本的事項（認証方式、受付システム、セキュリティ対策等）に関する検討を行う。

< 具体的方策 >

各府省は、原則として、指定統計調査のうち、企業や事業所を対象とし、同一調査対象を継続して調査するものについては、計画的に調査実施のオンライン化を推進する。

承認統計調査及び届出統計調査についても指定統計調査に準じた措置をとるものとする。

各府省は、従来の調査手法にとどまらず、客体の要望に応じてオンライン調査が可能となるよう、報告者のニーズに合わせたオンライン調査の導入に関する検討を行う。

その際、オンライン調査に関する認証方式の検討、共通的な受付システムの検討を進めるとともに、都道府県における統計事務の効率化についての検討を行う。

各府省は、オンライン調査の導入に伴うセキュリティ対策に関する技術的検討を進める。

上記 及び の情報通信技術を活用した統計調査に関する各府省共通の課題については、情報処理の専門家を加えた検討の場を速やかに設置し、検討を行う。

新たな検討の場における主要な検討事項は、次のとおりとする。

- ・ 受付システムの検討
- ・ セキュリティ対策に関する技術的検討
- ・ 認証方式の在り方の検討

3 報告者負担の軽減方策

(1) 行政記録の活用

< 背景・現状 >

行政記録を統計作成等に活用することは、統計調査によるデータ収集の簡素化・効率化及び報告者負担の軽減を図る観点から極めて重要であり、「統計行政の新中・長期構想」にもその推進が提言されている。

行政記録の統計調査への活用方策等については、統計行政の新中・長期構想推進協議会第2検討委員会の「行政記録の活用方策に関する検討ワーキンググループ」において、行政記録に基づき集計された統計の公表状況に関する調査を始めとして、行政記録の統計的利用の状況及び活用方策等の検討が進められ、各府省においても個別統計調査において行政記録を活用した調査の簡素化が図られている。

しかし、行政記録は、許認可、届出等に基づく行政報告により得られたデータであり、目的以外の使用禁止や守秘義務に関する規定の存在、データの範囲・内容のバラツキ等が

あり、その活用が十分でない面が認められる。

一方、行政記録については、協力が得られない客体、未記入事項の増加等に対するデータ補完の基礎資料として活用することや近年の情報通信技術の進歩を背景とした電子データ化に対応した活用、母集団情報整備への活用等が求められており、その積極的な推進が必要となっている。

<基本方向>

報告者負担の軽減等の観点から、秘密の保護に留意しつつ、統計化等に有用な行政記録の積極的な活用を図ることとし、有用な分野から重点的に具体的な活用方策の検討を進める。

行政記録の電子化の動向に合わせ、その積極的な活用方法の検討を進める。

調査票の記入精度の低下等を踏まえ、データ補完の観点から行政記録の活用方策の検討を行う。

報告者負担の軽減、結果精度の向上を図る観点から、行政記録を活用した母集団情報の整備・更新を図る。

<具体的方策>

各府省は、主要経済指標作成等に有用な行政記録を生産、設備投資、固定資産等の有用な分野から、具体的なデータに基づいてその活用方策の検討を進める。また、検討に当たっては、欠測値補完の可能性の観点からの検討も併せて行う。

各府省は、登記簿情報、有価証券報告書等行政記録の電子化に併せ、その活用方策の検討を進める。

上記 及び の検討を進めるため、行政記録を保有する各府省の担当者を含めた検討の場を設置し、平成 17 年度までを目途に、行政記録の具体的活用方策に関する検討を行う。

総務省は、各府省と緊密な連携の下に、平成 17 年度を目途に、行政記録を活用して事業所・企業データベースの母集団情報を整備・更新する方策の検討を行う。

(2) 報告者負担の計測とその活用

<背景・現状>

厳しい調査環境の中にあって、調査を効率的・効果的に実施し、正確なデータを収集していくためには、調査票の記入に要する具体的な負担量やその軽減の程度を実態に即して把握することにより、報告者の負担の状況を明らかにするとともに、調査実施部局における負担軽減の努力について報告者の理解を得ていくことが重要である。

統計調査の報告に係る負担の量等については、統計行政の新中・長期構想推進協議会第 2 検討委員会の「報告時間を中心とした報告者負担指標の活用等に関するワーキンググループ」(以下「報告者負担指標の活用等に関するワーキンググループ」という。)において、

報告時間の把握方法・分析方法等に関する研究を行っている。

近年、調査内容が複雑、高度化し、記入負担が増加する傾向の中にあっては、報告者負担指標の活用等に関するワーキンググループにおける検討結果等を踏まえ、具体的な報告者負担の計測とその活用方策の検討を進め、それに基づく報告者の理解の確保と負担軽減の推進を図っていく必要がある。

なお、報告者負担の計測については、報告に要する「時間」も有効な尺度の一つになるが、統計調査によってその対象・調査手法等が異なるため、画一的な報告時間の計測方法を適用することは困難である。このことから各府省あるいは統計調査ごとに、それぞれの調査の特性等を踏まえたそれぞれに適切と認められる手法により行う必要がある。

<基本方向>

調査環境の変化への適切な対応、統計に関する国民の理解の確保、報告者負担の軽減への配慮によって統計の質の維持・向上の観点から、報告者負担の計測とその活用に関する検討を進める。

<具体的方策>

各府省及び総務省（統計基準部）は、報告者負担指標の活用等に関するワーキンググループにおける検討結果を踏まえ、主要統計調査に係る報告者負担の計測に関する具体的な検討を行うとともに、これを活用する。

なお、報告者負担の計測方法の検討及びその活用に当たっては、必要に応じて検討の場を設ける。

（３）報告者負担軽減のためのデータ共有化の推進

<背景・現状>

関係府省間で調査個票データを共有することは、統計調査間の調査事項の重複を排除し調査事項を簡素化していく上で有効な手段であり、報告者負担の軽減を進め、調査結果の精度向上にも寄与することから、その積極的な推進が求められている。このことから、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定。以下「スリム化計画」という。）においても、調査個票データの共有化による調査事項の重複是正等の推進が指摘されている。

関係府省間の調査個票データの共有化による調査事項の重複是正については、科学技術研究調査の設備投資額に関するデータを経済産業省企業活動基本調査に活用する等、一部にその例が見られるが、より一層の推進の余地が認められる。

一方、調査個票データの共有化を推進する上では、調査間において定義が異なっている場合のデータリンケージの方法、調査実施時期の違いによるデータの補正、所要の事務処理の合理化等、データ共有化のための技術的課題が残されている。また、調査個票データの共有化が調査の簡素化、報告者負担の軽減のためのものであることについて、国民の理

解を得ていく必要がある。

<基本方向>

事業所・企業データベースを利用した調査客体の重複是正を一層推進するとともに、調査事項の重複是正による報告者負担の軽減や調査の効率化の観点からの調査個票データの共有化の推進を図る。

また、その際、政府全体として調査個票データの共有化に関する国民の理解の確保を図る。

調査個票データの共有化に際して必要となる技術的課題について検討を行う。

<具体的方策>

各府省及び総務省(統計基準部)は、調査個票データの共有化の環境整備を行うため、政府統計の共有の必要性・有用性について政府全体として、国民の理解を確保するよう努め、調査個票データの共有化による報告者負担の軽減を図る。

共有化のための技術的課題については、10「調査技術研究の推進」で設置を予定している検討の場において検討する。

4 民間委託の推進と報告者の信頼確保

<背景・現状>

平成元年9月29日付け「統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律等の施行について」の別紙「調査票等の管理に関する指針」において、報告者の信頼確保の観点から、調査票等の集計のための作業等を民間に委託する場合の措置が規定されている。

また、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)においては、「統計事務(集計、データベースの作成・提供、実査等)については、包括的民間委託を含め、民間委託を進め、組織の減量化を図る。このため、各省庁は、本年度中に民間委託に関する今後の推進方針を定め、民間委託を進めるものとする。」とされている。これを受け、各府省は、統計事務の民間委託を推進するとともに、当該民間委託に際しては、報告者の信頼を確保するための措置に万全を期している。

さらに、「行政改革の実施状況」(平成15年3月31日行政改革推進本部報告)において、行政改革大綱のフォローアップの一環として、減量・効率化に関する取組状況についての整理・取りまとめがなされ、その中において、「統計事務(集計、データベースの作成・提供、実査等)については、包括的民間委託を含め、民間委託を一層推進する」とこととされている。

このように、民間委託を一層推進していくことが求められている状況の中で、特に報告者の信頼を確保するためには、調査票等の管理を一層厳格にすることが不可欠となっている。

<基本方向>

統計調査に係る事務の民間委託を推進するに当たっては、報告者の信頼確保に重点を置いて、その適正かつ円滑な実施を確保する。

<具体的方策>

各府省間で検討の場を設け、民間委託を実施した場合の調査精度への影響など統計調査における民間委託の状況や問題点を把握した上で、委託先として求められる業務能力、委託分野、委託方法などについて検討し、報告者の信頼確保に重点を置いた統計調査の民間委託に係るガイドラインを平成16年度中に作成する。その際、必要に応じ、上記「調査票等の管理に関する指針」を踏まえるものとする。

5 複数の府省が関係する統計調査の連携・調整

<背景・現状>

近年、新たな成長分野において、科学技術、バイオテクノロジー、ITなど、複数産業にまたがる分野の統計のニーズが高まっており、これらのニーズに応じた統計を的確かつ機動的に整備していくことが必要とされている。

複数産業にまたがる経済活動領域について統計調査を企画・実施するには、複数の所管官庁との連携・調整が必要となる。これまで、関係府省間で統計調査の構想段階から、必要に応じ個別に調整が実施されてきたが、政府全体として統計調査の効率的・効果的な整備を進めるため、こうした構想段階から調整のルールを明確化する必要がある。

なお、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の4省が、構想段階から連携・調整を図った上で実施した統計調査の例として、「バイオ産業創造基礎調査」がある。

<基本方向及び具体的方策>

複数の府省が関係する統計調査（例えば複数の産業にまたがるもの）については、関係府省は、その構想段階から連携・調整を図り、円滑な調査の企画・実施を推進する。

このため、

各府省は、統計調査の構想段階において、他の府省が関係すると思われる統計調査については、当該関係府省との間で施策部局も含め共同の研究・検討の場を設け、必要な連携・調整を図る。

総務省（統計基準部）は、年度当初において各府省から、次年度予算要求を検討している統計調査のうち複数の府省が関係すると思われるものについて、その概要の報告を受け、関係府省に照会する。関係府省は、照会の結果、必要に応じ所要の連携・調整を図る。

6 統計行政関係手続の一層の円滑化・迅速化

<背景・現状>

統計調査に関する手続をみると、各府省が、総務省（統計基準部）に關係書類を提出してからヒヤリング、公文書提出等の事務手続を経て、最終的に総務大臣の承認を得る又は総務大臣への届出が受理されるまでにかかなりの日数を要しているものがある。

また、他方で、時々の緊急課題に即応した統計を随時・的確に作成・提供することが求められている。

<基本方向>

統計調査に係る審査・承認基準の明確化を図り、事務手続の円滑化・迅速化を図る。

<具体的方策>

総務省（統計基準部）は、事務手続の円滑化・迅速化を図る観点から統計調査に係る事務処理要領（「統計報告の範囲と承認申請の方法」昭和 27 年 10 月 9 日報告調整官会議了承、及び「統計法第 8 条に基づく届出に関する説明書」昭和 25 年 5 月統計委員会事務局作成等）の見直しを行った上で、平成 15 年度中に同要領を改訂する。

事業所・企業を対象とする承認統計調査について、調査実施者からの承認申請の際に、総務省（統計基準部）から経済団体に対し意見の照会が行われているが、照会する場合の基準、意見の処理方法等について、平成 15 年度中に関係者の間で検討し、成案を得る。

7 地方統計機構等の充実

（１）都道府県

<背景・現状>

国の大規模な指定統計調査の多くは、都道府県、市区町村及び統計調査員の系統により実施されている。これらの調査実施に当たっては、都道府県及び市区町村に地方統計機構が設けられており、都道府県統計主管課には、国費で統計専任職員が配置されている。

当該職員の配置定数については、昭和 43 年度以降、国の定員削減計画に準じて定員削減が進められており、平成 15 年度の配置定数は 2,266 人と昭和 43 年当時の約 7 割に減少している。

一方、近年、社会・経済情勢の変化による統計調査の内容の複雑化・高度化、調査への協力が得られないケースの増加等の調査環境の変化等が生じていることから、都道府県の統計主管課の事務負担は増大していると指摘されている。

このようなこともあって、各府省は、これまで、大規模統計調査の同時実施、同一年度内の調査に係る調査時期の調整、統計専任職員に対する研修の実施等により、統計主管課

の統計業務の円滑化・効率化を図ってきた。

また、都道府県の統計主管課経由で実施されている一部の指定統計調査については、個別行政に関する専門的な知識等を必要とするとして、統計主管課経由ではなく、行政担当部局経由での実施を要望する声がある。

<基本方向>

大規模な指定統計調査の円滑な実施を確保するため、引き続き地方統計機構の充実に努める。

実査に当たり専門的な知識等を必要とする統計調査が円滑に実施できるよう、地方統計機構に対し必要な支援を行う。

<具体的方策>

総務省（統計基準部）は、統計専任職員について、必要な配置定数を確保するよう努める。その際、都道府県の意見を踏まえ、統計専任職員の配置定数を含め、都道府県統計主管課における実査体制の整備について検討する。

なお、関係府省は、引き続き、大規模調査の同時実施、同一年度内の調査に係る調査実施時期の調整等を行い、都道府県統計主管課の業務の円滑化・効率化を図るとともに、研修の実施等を通じ統計専任職員の資質の向上を支援する。

関係府省は、都道府県統計主管課を経由して実施される指定統計調査で、個別行政に関する専門的な知識等を必要とする統計調査について、必要に応じて、行政担当部局の一層の協力を求めるとともに、分かりやすい調査手引の作成及び事前の職員訓練等を行うものとする。

（２）市区町村

<背景・現状>

統計を専担する課を設置している市区町村は、全国で13市（平成14年4月1日現在）、また、統計を専担している市区町村職員は、統計業務に従事している市区町村職員約12,000人の13.6パーセント（同日現在）にすぎない。

また、市区町村を経由して実施される国の指定統計調査は、大規模周期調査が多いが、近年、統計調査員の確保難、調査への協力が得られないケースへの対応、封入提出調査の導入に伴う調査票審査事務の増加等市区町村統計担当職員の業務が増加する状況となっている。

このように、市区町村統計担当課は、他の業務と兼務している職員が多いこと等から、大規模周期調査の実施に当たっては、実施体制の整備が必要となっている。

<基本方向>

周期的に実施される大規模統計調査の円滑な実査を確保するため、市区町村における調

査実施体制の整備・充実に支援する。

< 具体的方策 >

関係府省は、地方における事務量の軽減を図る観点から、市区町村を經由して実施している大規模周期調査について、事務処理の見直しを平成 16 年度以降、順次行う。

関係府省は、関係する統計調査ごとに、市区町村統計担当職員の事務を補助する民間指導員(例えば、退職公務員等)の確保について、平成 16 年度までに検討する。

(3) 統計調査員

< 背景・現状 >

統計調査員による調査は、調査対象の把握の確実性、調査票の回収率の高さ、調査票の記入内容の正確性等多くの面で優れており、国勢調査を始め国が実施する重要でかつ大規模な統計調査の多くは、調査員調査により実施されている。

近年、統計調査の内容が複雑化し、一方で、国民の価値観の多様化、調査への協力が得られないケースの増加、夫婦共働き世帯・単身者世帯等の不在世帯の増加等により、調査環境は非常に厳しくなっている。このため、統計調査員が抱える問題は、量的な問題としては、() 大規模な周期統計調査における統計調査員の不足(国勢調査、事業所・企業統計調査、住宅・土地統計調査、農林業センサス、商業統計調査など。)が、質的な問題としては、() 比較的若い統計調査員が新規に登録されることが少ない(第 2 表参照)() 面接技法等に習熟したり、事務処理を的確にこなせる統計調査員の不足などが挙げられ、統計調査員の量・質の確保・向上が求められている。

これらに対応するため、国では、「統計調査員確保対策事業」において、事前登録により確保した統計調査員希望者(以下「登録調査員」という。)に対して各種の研修を実施しているが、現在は予算上の制約から事業対象市町が人口 5 万人以上の市町に限定されている(平成 14 年度で 484 市町)。

第 2 表 性別、年齢区分別登録調査員数(平成 14 年度)

(単位：人、歳、%)

	~20 歳	21~30 歳	31~40 歳	41~50 歳	51~60 歳	61 歳~	計	平均年齢
男	10 (0.0)	645 (2.3)	1,227 (4.3)	3,200 (11.2)	5,547 (19.5)	17,872 (62.7)	28,501 (100.0)	61.6
女	12 (0.0)	932 (1.4)	7,475 (11.2)	17,390 (26.1)	23,586 (35.5)	17,132 (25.8)	66,527 (100.0)	52.6
計	22 (0.0)	1,577 (1.7)	8,702 (9.2)	20,590 (21.7)	29,133 (30.7)	35,004 (36.8)	95,028 (100.0)	55.3

(注) 47 都道府県(統計主管課)に照会して集計したもの(総務省統計局調べ)で、統計調査員確保対策事業対象自治体における平成 14 年 4 月 1 日現在の登録調査員数の状況である。

<基本方向>

統計調査員の量・質の確保・向上を図るため、統計調査員確保対策事業の見直しを行うとともに、統計調査員の報酬及び災害補償の在り方について、その見直しの必要性も含めて検討する。

<具体的方策>

総務省（統計基準部）は、統計調査員確保対策事業について、登録調査員の登録基準及び研修方法を平成 15 年度中に見直す。

総務省（統計基準部）は、地方公共団体と協議の上、統計調査員の量・質の確保・向上を図るためのガイドライン（登録調査員の登録・抹消基準、登録調査員の管理方法及び研修方法、統計調査員の安全対策等）を平成 16 年度早期に作成する。

関係府省間で、平成 15 年度中に統計調査員の報酬及び災害補償の在り方について検討する場を設け、検討を進める。

8 統計職員の育成・研修

（１）統計職員（国・地方公共団体）の育成・研修の充実

<背景・現状>

「統計行政の新中・長期構想」では、統計調査の企画・設計、分析等に際しては統計の専門的・技術的能力と経験が要求されることから、統計調査に従事する職員の研修の充実及び統計専門家の育成に配慮すべきことが指摘されている。さらに、地方統計機構を中心に、統計職員が能力を最大限に発揮し、効果的・効率的な統計調査を行うためには、統計職員の研修の充実を図ることが必要であるとしている。この答申を推進するため、各府省では、内部研修、地方公共団体の統計職員を対象とした研修等の見直しを行っている。

しかし、統計職員の育成方針・研修計画を策定し、専担組織を設けて自ら研修を実施している府省もある一方で、育成方針・研修計画等を策定していない府省もあるなど、その対応は区々となっている。さらに、各府省の統計職員については、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革以降、府省全体の広範な人事異動ローテーションの中で異動することがますます多くなり、統計に習熟した職員の配置が困難となってきたことから、今後とも統計調査を円滑に実施するため、統計の専門家の育成を行うことは各府省共通の課題となっている。

また、都道府県の統計主管課（部）に配置されている統計職員のうち、統計事務の経験年数が 3 年以上の者の割合は全体の約 2 割にとどまっております（平成 13 年度末現在）。統計実務に習熟した職員、とりわけ統計の専門家が育成されにくい状況にあり、市区町村の統計職員についても、他の業務を兼務している職員が全体の 8 割以上を占めていることもあって、研修等に参加する機会も十分に確保されていない。このため、統計調査の質を確保

する上からも、地方公共団体の統計職員が容易に参加でき、効果のある研修等の企画・実施が一層求められている。

なお、各府省では、統計職員の技術レベルを一定水準に保つため、統計調査の設計・実施過程に関するマニュアル等を作成しているが、共通的な品質管理や評価方法等に係るガイドライン等は作成されていない。

<基本方向>

効果的・効率的な統計調査の企画・実施及び統計データの利用・分析業務等に的確に対応できる統計職員を育成するため、国及び地方公共団体の統計職員の基本的な育成方針・研修の在り方等について検討や見直しを進める。

<具体的方策>

国の統計職員

各府省間で、国の統計職員に対する研修の実施状況を整理した上、平成 15 年度中に、統計職員の基本的な育成方針・研修の在り方、専門能力の習得方法等について検討する場を設置し、検討に着手する。

地方公共団体の統計職員

関係府省は、地方公共団体の統計職員を対象に実施している統計研修等について、受講者に対し当該研修等についてのアンケートを実施し、その結果等を踏まえて、順次、研修時期や研修内容等の見直しを進める。

また、各府省間で、地方公共団体が統計職員の育成・研修を実施する場合の支援方策について検討し、平成 16 年度中に具体案を作成する。その際、総務省（統計基準部）を中心に、総務省統計研修所とも連携を図りつつ、各府省等の研修資料等のデータベース等を整備し、情報提供することについても検討する。

統計作成過程の標準化

各府省間で、各府省における統計調査の設計・実施過程に関するマニュアル等の内容を整理した上で、品質管理等の共通する部分についての統一的なガイドライン等を作成する必要性について検討し、平成 16 年度を目途に結論を得る。

（２）総務省統計研修所における研修機能の強化

<背景・現状>

総務省統計研修所は、国家公務員及び地方公務員に対し統計に関する研修を行う機関として、また、統計法に基づき指定された唯一の統計職員養成機関として、統計業務に必要な知識を習得させることを目的に、初任者向けから、監督者、実務者、分析者向け等の幅広い研修を実施している。これらの研修については、国、地方公共団体において統計調査を的確に行うために必要な統計職員の育成に当たって、重要な役割を担っている。

しかし、総務省統計研修所の研修に対しては、地方公共団体から次のような意見がある。

研修期間が1か月以上の長期に及ぶものがあり、受講者が担当している業務への影響が懸念され、参加しにくい。

研修内容は、加工・分析等の専門的な科目が多く、各府省の職員に重点を置いているような研修と思われるので、実査を担当する地方公共団体の職員は参加しにくい。

<基本方向>

総務省統計研修所は、国及び地方公共団体の関係者が、統計研修所を最大限活用できるようにするため、当面、ニーズを踏まえた研修カリキュラムの設定・見直し、新たな研修方法の導入等を推進するとともに、中長期的な統計研修所の研修業務の在り方について検討する。

<具体的方策>

総務省統計研修所は、国及び地方公共団体の統計職員の専門能力・実務能力の向上を図ることを目的として、受講者のアンケート結果や、各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえ、平成15年度以降、次のような研修カリキュラムの設定・見直し等を行う。

長期の研修への参加が困難な地方公共団体にも配慮し、研修期間の短縮化・モジュール化を一層進めるとともに、研修の地方開催についても検討する。

実査を担当する地方公共団体にも配慮し、より実習に重点を置いた研修内容の見直しに努める。

研修等に参加する機会が十分に確保されていない地方公共団体の職員等を対象に、平成15年度からインターネットを活用した通信研修の試行を開始するとともに、16年度以降、その本格実施・充実を図る。また、オフライン教材等の開発についても検討を進める。

また、総務省統計研修所は、各府省及び地方公共団体を構成員とする統計職員の育成・研修に関する連絡会議を平成15年度中に設置し、各府省及び地方公共団体が実施する統計研修との調整を図りつつ、中長期的な統計研修所の研修業務の在り方についての構想を平成16年度中に検討する。

9 統計調査への協力の確保

(1) 統計調査への協力を確保するための普及・広報活動の推進

<背景・現状>

「統計行政の新中・長期構想」では、統計の普及啓発活動については、統計調査結果の活用状況や報告者負担軽減への配慮を重視した内容とするとともに、報告者にとって関心や興味のある内容に工夫し、各種の広報媒体を通じた広報等に積極的に努めることが必要とされている。さらに、同答申では、国民の統計調査への協力度を高めるため、調査票、

チラシ等に国の統計調査であることを示す「統一マーク」を表示することを検討することを求めている。

各府省及び地方公共団体における統計調査についての広報活動は、統計調査への協力を求めることが中心となっており、統計調査結果が国等の施策にどのように利活用されているかについての広報は必ずしも十分とはいえない。また、報告者を対象にした広報や、報告者に対する記入者手当の充実が望まれている。さらに、「統計行政の新中・長期構想」で指摘された「統一マーク」を表示することの検討も行われていない。

<基本方向>

報告者等に対し、統計調査の意義についての理解と協力を得るため、広報等の普及啓発活動を一層進める。

記入者（報告者）への報償の在り方についても検討する。

<具体的方策>

各府省は、統計調査に対する協力を得やすい環境を整備するため、（ ）報告者を対象とした広報の在り方、（ ）調査の種類等に応じた記入者（報告者）への報償の在り方、（ ）調査票等に国の統計調査であることを示す「統一マーク」を表示すること等を検討する場を設置し、具体的方策を平成 16 年度中にとりまとめる。

各府省は、平成 15 年度以降、統計調査への協力を要請する際、調査結果とその利活用事例の広報に努める。

（２）統計の重要性についての教育

<背景・現状>

児童・生徒には、豊かな人間性と、社会の変化に主体的に対応し、物事を正確に判断し、その意思や行動を決定できる能力をはぐくむことが求められている。これらの意思決定等に当たり、統計データの利用は必要不可欠となっており、統計データの見方や使い方を学ぶことを通じて統計の重要性を涵養^{かんよう}する教育の役割は極めて大きい。

一方、学校教育の場では、新学習指導要領において、統計に関する必修カリキュラムが縮小されているが、統計は総合的な学習の時間や選択教科の学習などで取り扱うことが可能であり、教師が、主体的に、各教科や総合的な学習の時間の中で統計教育の視点を持って取り組むことが重要である。

このような状況の中で、総務省では、教師を対象にした「統計指導者講習会」の開催、統計グラフ全国コンクール・全国統計教育研究大会の後援等を実施しているほか、統計局・統計センターのホームページに児童・生徒を対象としたサイトを開設し、統計の重要性についての教育への取組を推進している。

<基本方向>

統計の重要性についての教育の拡充を支援するため、統計情報の積極的提供や教育関係者への働き掛けを行う。

<具体的方策>

総務省（統計基準部）は、関係府省、地方公共団体及び統計教育研究協議会等関係団体との連携を図り、教師を対象に実施している「統計指導者講習会」について、平成15年度中に、事業の拡大及び内容の充実等を検討する。

総務省（統計基準部）は、平成16年度以降、小・中学校の総合学習等で利用できる学習教材（副読本）の作成・配布の推進に努める。

関係府省は、平成15年度以降、児童・生徒を対象としたホームページの開設・充実に努めるとともに、統計教育に関連した資料・教材を整備・提供することについても検討する。その際、総務省（統計基準部）は、地方公共団体及び統計教育研究協議会等関係団体との連携を通じて把握した教育関係者のニーズ等を関係府省に提供する。

10 調査技術研究の推進

<背景・現状>

社会経済の進展に対応して統計ニーズも増大、多様化する一方、統計調査に係る報告者負担の軽減に対する要請も強くなっており、統計調査の技術開発を通じた統計の正確性の確保と調査の効率化の推進が重要となっている。

特に、近年技術革新が激しい情報通信技術についてはその効果的な活用が急務となっているほか、サンプリング技術の継承、新たな分析・加工技術の開発、調査環境の変化に対応した新たな調査手法の開発等、調査技術の研究・開発に関する課題も多く、各府省が共同で研究開発する場の設置が必要となっている。

また、各府省における統計専門家の育成、政府部内における調査技術に関する情報の共有化、ノウハウの維持・向上が重要となっている。

<基本方向>

政府部内において調査技術・情報処理に関する情報の共有化を図り、共同研究等を通じてノウハウの政府レベルでの維持・向上を図る。

<具体的方策>

調査技術等に関する調査・研究のため、平成15年度に、恒久的な検討の場（統計調査技術・情報処理専門会議（仮称））を設置し、検討する。

新たな検討の場における主要な検討事項は、次のとおりとする。

- ・ 調査手法に関する検討
- ・ 統計分析の高度化に関する検討

- ・ 統計における情報通信技術の活用に関する検討
- ・ 調査個票データの共有化に関する技術的検討

第4 調査結果の利用の拡大

1 統計情報の高度利用

(1) 統計分析の高度化と結果の提供

<背景・現状>

社会・経済の進展に伴う統計ニーズの増大、多様化等新たな統計需要に対応し、国民の共有財産としての統計データをより有益に活用するため、統計調査によって収集された情報をより高度に分析・加工し、これを提供していくことが求められている。

また、統計に関する正しい理解と利用、ユーザーの利便性を確保する等の観点から、統計及びその特性等に関する情報の積極的な提供が求められている。

一方、主要統計調査における地域表章の多くは、都道府県・市町村あるいは人口規模階層等により行われているが、地方分権の推進に伴う市町村合併により行政区域が拡大すること、地域における生活圈・経済活動圏が変化していることから、これらに対応した地域別結果の提供が求められている。

なお、地域に関するデータについては、現在、各府省においてデータベースシステムにデータの蓄積が進められており、これらデータの地理情報システム（GIS）を介した提供の充実が期待されている。

<基本方向>

統計データのより有益な活用を図るため、統計調査集計結果データのより高度な分析・加工とその提供を図る。

統計に関する利用者の利便性を確保する観点等から、統計及びその特性等に関する情報の積極的な提供を図る。

市町村合併等による行政区域の拡大、生活圈・経済活動圏の変化を踏まえた地域表章の見直しを進めるとともに、地域に関するデータ提供の充実を図る。

<具体的方策>

各府省は、利用者の利便性を確保する観点から、これまでの分析事例を参考に平均値、合計値だけでなく分布に関する各種統計量等調査の特性に応じた一層の分析を行い、これを提供する。

なお、統計データの効率的・効果的加工方法等に関する具体的な検討については、第3-10「調査技術研究の推進」で設置を予定している検討の場において行う。

各府省は、国勢調査等の大規模統計調査において、小地域統計を含め、適切な地域表章の在り方を検討する。また、地域に関するデータについては、GISによる提供の拡充を図る。

(2) 事業所・企業データベースの積極的活用

<背景・現状>

事業所・企業に関するデータベースについては、「統計行政の新中・長期構想」において企業・事業所の母集団情報としての「企業・事業所フレーム（仮称）」の整備が提言され、総務省が平成8年から「事業所・企業名簿情報データベース」として整備を進め、平成10年から一部運用されてきた。

その後、総務省は、「スリム化計画」において、「総務省は、各府省の統計調査結果及び利用可能な行政記録を活用して『事業所・企業名簿情報データベース』による既往調査歴を含む母集団情報の一元的管理を実施し、各府省は、統計調査の対象選定を行うに際し同データベースを利用しつつ重複是正を行うこと。」とされたことに伴い、平成12年度から新たに「事業所・企業データベース」の開発に着手し、14年6月から、各府省に対して調査客体の重複是正に関する情報の提供を行っている。

事業所・企業データベースの母集団情報は、事業所・企業統計調査の結果データを基にして、工業統計調査、商業統計調査、法人企業統計調査及び民間データ（帝国データバンクの情報）により整備されており、それを早期に提供していく必要がある。また、同データベースには行政記録に基づく名簿情報も一部収録されていることから、それらのデータを有効に活用して母集団情報を充実・整備する必要がある。

また、事業所・企業データベースについては、母集団情報を活用した各種統計調査のサンプリング支援、事業所コードを活用した統計調査間のデータリンケージ等への活用、さらには、S O H O等外観では把握が困難な事業所・企業の捕捉のためのデータ提供など、多面的な利用が期待される。

<基本方向>

事業所・企業データベースについて、調査客体の重複是正措置に関する情報の提供はもとより、各種統計調査のための母集団情報の早期提供を図る。また、サンプリング支援等の統計調査の実施支援、統計調査間のデータリンケージ、企業に関するパネルデータの整備などのための機能の拡充を行い、その多面的な利用方策の検討を行う。

<具体的方策>

総務省は、各府省と緊密な連携の下に、事業所・企業データベースについて、既に運用を開始している調査客体の重複是正に関する情報の提供に加え、平成15年度から母集団情報の提供を開始する。その際、母集団情報の提供に関する利用手続及び提供方法について検討する。

総務省は、各種の統計調査の実施に関して事業所・企業データベースを利用したサンプリング支援、プレプリント支援を行うこととし、平成17年度を目途にその際の利用手続及び提供方法について、検討を行う。

総務省は、速やかに、事業所コードを利用したデータリンケージによる調査事項の重

複是正、複数の調査結果をクロスした新たな統計分析、企業情報のパネル化など、統計分析の高度化に関する検討及び企業フレームの整備・提供に関する検討に着手する。また、効果的な地域分析を可能とする情報の提供のための地理情報の取り込みについて検討する。

総務省は、平成 17 年度を目途に、データベースに蓄積されている各種統計調査に加え、行政記録等に基づく名簿情報を事業所・企業統計調査の補完名簿に利用し、母集団情報の更新に活用し、その充実を図るとともに、S O H O 等外観調査では把握困難な事業所・企業の捕捉のための情報提供のための検討を行う。

上記 から までの検討に当たり、各府省からの意見等を反映するための検討の場を設ける。

(3) 統計調査集計結果データの府省間及び国・地方公共団体間の共有化等の推進

< 背景・現状 >

統計調査の集計結果データの共有化等は、統計データの効率的・効果的な利用の促進による行政の効率化に資するとともに、国民・企業に対するサービスを向上させ、統計調査に対する国民の一層の理解を深めることになる。

このデータの共有化等については、「スリム化計画」において「各省庁は、単独又は共同で、集計結果のデータベース化を進め、霞が関W A N 等を通じて調査結果の共有化を図る。」とされ、また、「行政改革大綱」(平成 12 年 12 月 1 日閣議決定)においても「行政機関内の各種情報については、積極的にデータベース化を行い、情報共有を進めるとともに、原則として、国民、企業へのオープン化を図る。」とされているところである。

これに対して各府省は、「統計調査集計結果のデータベース化、共有化及びオープン化の推進について」(平成 13 年 5 月 31 日付け国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画(統計関連事項)推進協議会申合せ)に基づき、統計調査の集計結果データのデータベース化を進めるとともに、霞が関W A N 又はインターネットによる共有化及びオープン化を図っている。

その結果、各府省は、対象統計調査 344 調査のうち 173 調査(50.3%)についてデータベース化を行っており、未実施の 171 調査の 142 調査(80.3%)についても平成 15 年度までにデータベース化を行う予定である。しかし、調査集計結果のデータベース化は、統計データの共有化及び電子的提供の基盤となるものであることから、データベース機能の拡充、提供内容の充実等により、より一層推進することが望ましい。

また、インターネットによる共有化及びオープン化については、下表のとおり、対象統計調査 344 調査中 129 調査(37.5%)について、インターネットによる情報の提供が行われ、統計情報の共有化及びオープン化が進められている(第 3 表参照)。

第3表 インターネットによるオープン化の状況

(平成14年6月現在)

種別	対象統計調査数	インターネットによる提供を実施	インターネットによる提供未実施のものの提供予定			
			平成14年度	15年度	16年度以降	計
指定統計	60	40	8	10	1	19
承認・届出統計	284	89	55	103	23	181
計	344	129	63	113	24	200

(注)「各府省における統計調査集計結果のデータベース化、共有化及びオープン化推進状況のフォローアップ結果について」(平成14年9月)による(総務省統計局調べ)

統計調査の集計結果データのオープン化、共有化等は、統計調査の効率化等に寄与するものであり、今後とも一層の推進を図る必要がある。

国及び地方公共団体間の統計調査集計結果データの共有化については、これまで電磁的記録媒体を中心に進められてきたが、総合行政ネットワーク(LGWAN)の整備によりオンラインによるデータ共有化のための基盤が整備されたことを受け、情報通信技術の進展に合わせ、従前に増してオンラインによる両者間のデータ共有化を推進する必要がある。

国、地方公共団体間のデータの共有化に係る地方公共団体の取組については、各府省による必要な支援により、着実な推進を図る必要がある。

<基本方向>

統計調査集計結果データの共有化等については、霞が関WAN、LGWANはもとよりインターネットを積極的に活用することにより、一層の推進を図るとともに、提供内容の充実等を図る。

また、第4-2-(1)「インターネットによる提供の高度化」に示す統計データ・ポータルサイトは、政府統計の総合的な案内窓口であるとともに、各府省の統計サイト、データベースへのリンクが張られ、インターネットによる情報の提供が行われる仕組みとなっており、統計調査集計結果データの共有化及びオープン化に有効なことから、府省間、国と地方公共団体間のデータ共有化等の場としても活用を図る。

府省間における統計調査集計結果データの共有化等の取組に合わせ、国・地方公共団体間のデータの共有化を推進する。

<具体的方策>

各府省は、「統計調査集計結果のデータベース化、共有化及びオープン化の推進について」(平成13年5月31日スリム化計画推進協議会申合せ)に基づき、引き続き統計調査結果のデータベース化、霞が関WAN及びインターネットによる各府省間のデータ

の共有化を推進する。

各府省は、指定統計調査並びに承認統計調査及び届出統計調査のうち緊要度の高いものについては平成 15 年度までを、その他の統計調査については平成 17 年度までを目途として、データベース化を図る。

総務省は、各府省及び地方公共団体の調査結果データに基づく人口・世帯、経済基盤、教育、労働等の経済及び社会統計データに関する地域別統計データを体系的に収録する社会・人口統計体系（SSDS。平成 15 年度各府省共有データベースシステムとして開発・運用予定。）について、収録基礎データの霞が関 WAN、LGWAN を通じた共有化の仕組みを速やかに構築することにより、各府省間及び国・地方公共団体間のデータの共有化を推進する。その際、収録情報を充実する。

各府省は、地方公共団体における国と地方公共団体間のデータ共有化等の取組に必要な支援を行う。

2 提供の高度化

（1）インターネットによる提供の高度化

<背景・現状>

国民、企業に対する政府統計データの提供については、現在、各府省の統計サイトを通じて行われているほか、統計情報の「所在案内機能」等も整備されている。しかし、政府の統計データを横断的に見ることができるサイトが存在しないため、その利便性は必ずしも十分でない状況にある。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」において「総務省が中心となって、政府が保有する統計情報をインターネット上で高度に利活用できる仕組みを構築する。」とされており、政府の統計データをより利便性高く提供する仕組みを構築する必要がある。

一方、各府省における統計サイトについては、ユーザーの利便性の確保の観点から内容の一層の充実が求められるとともに、国・地方公共団体間の統計データについて、その有機的連携の確保が重要となっている。

諸外国におけるポータルサイトによる統計データの提供の状況は、第 4 表のとおりである。

第4表 各国における統計データ・ポータルサイトの例

国名	機関	名称	機能・提供内容等
アメリカ	連邦政府	FEDSTAT	各府省の統計データの横断的検索 各統計機関へのリンク 州別主要統計情報一覧
カナダ	カナダ統計局		経済、地理、人口、生活等の分野別に政府統計データを提供 民間企業のビジネス関係情報の提供
イギリス	国家統計局	National Statistics Online	データベースによる各種時系列データの提供 データのグラフ化、分析が可能
オーストラリア	オーストラリア統計局		主要統計一覧 人口、物価、雇用、GDP 等カテゴリー別データの提供 データのグラフ化、分析が可能
韓国	国家統計庁	KOSIS	グラフによる主要指標 データベースによる分析・加工機能

(注) 諸外国におけるポータルサイトによる統計データの提供状況を一覧にしたものである。

<基本方向>

情報通信技術の進展を踏まえ、インターネットにより国民・企業への統計情報の提供の高度化を図る。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」に基づき、各府省共通サイトとして、政府統計データの総合窓口としてのポータルサイトを構築し、統計情報の提供を行う。構築するポータルサイトは、分かりやすく、迅速なアクセスが可能で、分析・グラフ化等の多様な機能を保有するものとする。

ポータルサイトの構築・運用に当たっては、各府省の密接な連携の確保を図る。

統計データ・ポータルサイトには、都道府県の統計サイトとリンクさせることにより、国と地方公共団体両者の統計データの窓口としての機能を確保する。

<具体的方策>

総務省は、平成 15 年度中に、各府省共同のサイトとして、ポータルサイトを構築し、運用を開始する。

ポータルサイトの構成は、次による。

ア 統計で見る国の姿

- ・ 政府の主要な統計指標を簡易な数値とグラフにより提供
- ・ 主要指標は、人口、マクロ経済指標、経済統計、社会統計等の分野別に一覧が可能

イ 各府省提供サイトへの総合窓口

- ・ 各府省が提供する統計サイト、統計データベース、最新公表データのサイトマップを提供
- ・ 各府省統計サイト、統計データベース、最新公表データへのリンクが可能

ウ 政府統計データの総合ガイド

- ・ 50音検索、フリーワード検索等により、政府の統計データを効率的、効果的に検索

エ 主要統計データベース

- ・ 主要な政府統計データをデータベース化して提供
- ・ 検索したデータについての統計表の作成、地図化、グラフ化、関連統計との分析等が可能

ポータルサイトには、上記のほか、英文サイトを構築してその充実を図る。

また、データ提供の国・地方公共団体間の有機的連携を図るため、都道府県統計サイトとのリンクを図る。

各府省は、ポータルサイトの構築に関連して、各府省の統計サイトにおけるデータ提供内容の充実を推進する。

また、ポータルサイトの提供内容・機能については、各府省と密接な連携の下に、その整備・充実を図ることとし、そのための関係府省等連絡会議を設置する。

(2) 公表・提供形態の多様化・早期化

<背景・現状>

情報通信技術の活用は、情報流通の費用と時間を低下させ、密度の高い情報交換を容易にする。

社会・経済の動きを数量的・客観的にとらえ、それらの情報を適時・適切に提供することを目的としている統計については、統計に対する需要が多種多様となっている中で、この情報通信技術を活用して正確な情報を迅速に公表し、提供していくとともに、利用者の利便性を考慮して分析・加工が可能な形でデータを提供していく必要がある。

また、統計調査結果の公表に関する情報は、ユーザーにとって、統計を計画的・効率的に利用していく上で極めて重要な情報であり、公表日の公表をより一層早期化し、ユーザーの利便性を向上させていく必要がある。

<基本方向>

多様化する統計データへのニーズに対し、情報通信技術の活用等により、結果データの公表の早期化を図るとともに、ニーズに即してデータの分析・加工等が可能となるよう多様な形態でのデータの提供を図る。また、公表日の公表の早期化に努める。

<具体的方策>

各府省は、一部集計や暫定値等の活用などにより公表の早期化を図る。また、公表日の公表についても国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）に示される基準（公表日の3か月前）に準じて早期化に努める。

各府省は、官報、刊行物等にとどまらず、インターネット等を活用することにより公表の多様化を図る。

各府省は、周期調査等の大規模調査で大量のデータを提供するものについては、CD-ROM等の積極的な活用を図ることにより、利用者の利便の向上を図る。

各府省は、加工・分析が可能なデータの提供を図るため、引き続きデータベース化された結果データの提供を推進する。

（3）統計調査に関連する情報の提供等

<背景・現状>

統計調査の結果は、ユーザーにとって極めて有用な情報であり、その結果が正確に理解され、正しく利用されることが重要である。そのためには、結果の提供に当たって、調査方法や推計方法等の統計の作成方法に関する情報及び標本誤差等に関する情報の提供が不可欠である。

また、これらの情報を提供していくことは、利用者の利便性を向上させるにとどまらず、国民の統計に対する信頼性の確保にもつながるものであり、その積極的な推進が必要である。

情報通信技術の進展を背景として、先進諸国では、インターネットによりこれらの情報の提供を行っており、我が国においても既にその取組が進められているが、一部においてまだ十分でない面も見られるので、インターネットによる情報提供の一層の推進を図る必要がある。

<基本方向>

指定統計調査について、統計調査に関する情報や統計の特性に関する情報の提供の拡大を図るとともに、インターネット等の電子的手段による提供の促進を図る。

また、承認統計調査及び届出統計調査については、指定統計調査に準じてそれらの情報の提供の促進を図る。

<具体的方策>

各府省は、指定統計調査について、各種統計調査における先進的な取扱事例等を参考に、次のような情報を提供する。

ア 統計の解説情報

調査の目的・沿革、調査対象、調査時期、調査事項、調査票様式、調査の方法、調査規模、利用上の注意、用語の解説、報告書非掲載集計表の内容、問い合わせ先

イ 誤差情報

抽出方法・抽出率、回収率、集計・推定方法、達成誤差

ウ 季節調整情報

各府省は、既に上記の情報を提供している統計調査についても、その内容の充実を図ることとし、承認統計調査及び届出統計調査についても指定統計調査に準じて統計調査に関する情報の提供を図る。

各府省は、情報の提供に当たっては、刊行物のみならずインターネットによる情報の提供を推進する。

3 統計データの利用促進のための基盤整備

(1) 統計利用者の意見・要望の反映及びニーズに即した統計調査結果の早期公表

<背景・現状>

統計データの利用を促進するためには、統計利用者の意見等に耳を傾けることが重要である。その方法として、指定統計調査については、統計に関する学識経験者で構成される統計審議会での審議を通じて当該統計に関する意見・要望が調査計画に反映される仕組みとなっている。このほか、一般に国が実施する統計調査については、例えば、調査結果の提供をインターネットを通じて行っている場合には、ホームページにおいて統計利用者からの意見・要望に応じており、それを次回の調査の企画に反映させる仕組みをとっているものがある。

平成13年度に実施した統計調査（指定統計、承認統計及び届出統計）及び同年度に作成した加工統計312本について、統計利用者との意見交換の実施状況をみると、統計利用者との意見交換を実施しているものは108本（34.6%）、国民から意見・要望を聞いたものは4本（1.3%）となっている。

なお、都道府県の統計主管課を經由して実施している統計調査について取りまとめた平成13年の統計業務報告（総務省統計局統計基準部実施）によると、統計調査についての国民等（統計利用者、報告者を含む。）の統計調査に係る意見・要望及び苦情は、第5表のとおり、約3,000件に達している。

第5表 統計相談件数の推移

（単位：件）

	統計利用	意見・要望	苦情	その他	計	閲覧・貸出
平成10年度	38,262	745	3,179	3,499	45,685	72,012
11年度	49,846	685	2,732	5,932	58,655	102,005
12年度	45,901	983	4,349	6,468	57,701	98,026
13年度	42,618	620	2,526	4,108	49,872	95,885

（注）都道府県統計主管課の統計相談窓口で把握しているものを全国集計したもの。

また、統計調査結果の早期公表は、統計データの利用促進につながるものでもあり、統計利用者も早期公表を望んでいる。公表状況を見ると、公表実績のある 57 本の指定統計調査のうち 42 本（73.7%）は公表早期化目標（第 1 報の公表は、月次調査は 60 日以内、年次・周期調査は 1 年以内）を達成している（平成 15 年 3 月現在）。また、平成 13 年度に実施した公表実績のある承認統計調査及び届出統計調査 211 本の公表時期を見ると、このうち 177 本（83.9%）は上記目標に沿った公表が行われている。

<基本方向>

統計利用者の意見・要望を反映させるため、統計利用者とのコミュニケーションに努める。

統計利用者とのコミュニケーションを通じて把握したニーズに即して、指定統計調査、承認統計調査及び届出統計調査の調査結果の公表早期化に努める。

<具体的方策>

関係府省は、平成 15 年度以降、統計利用者（報告者を含む。）との意見交換について、次の統計調査を除き、随時導入する。

ア 使用目的が特定の行政目的に限定されているなど統計利用者との意見交換等にならない統計調査

イ 既に何らかの形で統計利用者など関係機関（者）から意見を聴取している統計調査
各府省は、統計調査結果の利活用の状況について、新規に実施した統計調査の政策ニーズへの対応の状況も含め、政策評価制度を活用するなど自らその評価を行う。

関係府省は、統計調査結果の公表について、指定統計調査については既に設定されている公表目標時期に従いその達成に努め、承認統計調査及び届出統計調査についても指定統計調査結果の公表目標時期に準じてその達成に努める。総務省（統計基準部）はこれらの状況を取りまとめ、毎年公表する。

また、総務省（統計基準部）は、平成 15 年度中に、官報又は印刷物により行うこととされている法令上の公表方法について、インターネットを通じた公表も検討する。なお、調査結果の公表方法については、広く一般に利用できるようにするという観点から検討を行う必要がある。

（ 2 ）統計データの利用促進のための「統計データアーカイブ」機能の検討

<背景・現状>

「統計データアーカイブ」は、統計調査の個票データ又は匿名標本データ（定義については 3 - （ 4 ）「匿名標本データの作成・利用」参照）を整理、保管し、二次的な利用のためのデータの提供機能を有するものであって、欧米諸国の多くで設立されており、我が国においても民間機関が実施する統計調査を対象とした大学研究機関での設立の例があ

る。

各府省が実施する指定統計調査の集計後の個票データや関係書類の保存については、各調査の調査規則で定められているが、各府省により必ずしも統一されておらず、承認統計調査における個票データの保存は、各府省の判断に委ねられている。

こうしたことから、これまで各府省が実施した統計調査の集計終了後の個票データ等を統一的な考え方の下に整理・保管して、これを行政施策や教育・研究等の二次的集計にかせるような統計データアーカイブ機能の検討が望まれている。

<基本方向>

統計データに関するアーカイブの必要性等を含め、その設置の在り方について検討する。

<具体的方策>

関係府省間で、平成 15 年度に検討する場を設け、各府省において統計調査の結果公表後の個票データ及び関係書類がどのような形態で整理、保管、利用又は処分されているか等について実態把握を行い、平成 16 年度中に、統計データアーカイブになじむ統計調査の範囲、個票データ等の保管、利用方法など基本的な設置の在り方について検討する。その際、() 統計法令上の位置付けなど法制度面の問題、() 個票データの一括管理システムの問題などについても検討する。

(3) オーダーメイド集計

<背景・現状>

3 - (1) 「統計利用者の意見・要望の反映及びニーズに即した統計調査結果の早期公表」において既に指摘されているように、ニーズに即して統計データを整備していくことは重要な課題である。しかしながら、行政の多様化に対応した施策上の基礎資料としてはもちろんのこと、一般統計利用者のニーズも多様化しているため、これらのニーズのすべてをあらかじめ想定することは困難であり、また想定し得る統計表をあらかじめ作成することは費用対効果の上でも必ずしも適当ではない。

このため、個別的な統計利用者の要請に応える一方策として、オーダーメイドの集計を行うということが考えられる。

しかしながら、オーダーメイド集計については、「統計行政の新中・長期構想」において、「個別的な集計ニーズにこたえる観点から、秘密の保護を前提に民間のユーザーの要請に応じ有料でオーダーメイド集計を行うことについても検討課題である。」とされているが、具体的な検討は進んでおらず、現時点においては、個別の集計ニーズに応える仕組みはとられていない。

<基本方向>

官民を問わず、多様な個別的集計のニーズに応えるため、秘密の保護を前提に、オーダ

ーメード集計が可能になるような仕組みを検討する。

< 具体的方策 >

関係府省間で、オーダーメード集計について、その定義、ニーズの把握、基本的な考え方、導入に当たっての問題点等を検討し、平成 15 年度中に制度面を含め本制度の導入に当たっての課題を整理する。その際、民間統計利用者からの手数料徴収等受託手続の仕組み作り（手数料徴収の根拠、額及び徴収方法）についても整理する。

関係府省は、この整理を踏まえ、平成 16 年度以降、順次、オーダーメード集計のためのガイドラインの作成など、その実施に当たっての基本的枠組みを検討・構築する。

（４）匿名標本データの作成・利用

< 背景・現状 >

「統計行政の新中・長期構想」において、「標本データ（個票データから必要に応じて抽出を行い、地域区分や世帯番号等の個体の識別子を消去するなど個体の識別を不可能にしたもの）の提供については、個体の秘密保護の担保方策を中心に、外国の制度及び提供例、国内外におけるニーズの実態、現行法制度との関係、具体的な提供方策等について、おおむね 2 ～ 3 年を目途に専門的、技術的な研究を行う必要がある。」とされたことを受け、関係府省が参加して専門的、技術的な研究が行われ、一部の標本データ（以下「匿名標本データ」という。）については実用性が見込まれることが検証されたが、具体的な実用化には至っていない。

また、上記の新中・長期構想の提言を受けて、大学や研究機関において、目的外使用の枠組みの下で、試験的に匿名標本データの作成・利用が行われている。

< 基本方向 >

官民を問わず、統計利用者自らが統計調査の結果データを集計・分析するという統計データの利用ニーズに応えるため、匿名標本データの作成・利用について、秘密の保護を前提に、匿名標本データに対する社会的コンセンサスの必要性、法令上の諸問題等に関するこれまでの検討結果を吟味した上で、実用化に向けて検討する。

< 具体的方策 >

関係府省間で、これまでの検討結果を踏まえ、匿名標本データの定義及び匿名標本データの作成になじむ統計調査の範囲を明確にするとともに、平成 15 年度中に制度面を含め匿名標本データの作成・利用に当たっての課題を整理する。

その際、匿名標本データの利用を導入する場合の利用方法、利用場所等についても検討する。

関係府省は、この整理を踏まえ、平成 16 年度以降、順次、匿名標本データの作成・利用のためのガイドラインの作成など実用化に当たっての基本的枠組みを検討・構築す

る。

関係府省は、当面、匿名標本データの利用ニーズや導入に当たっての課題等を把握するため、必要に応じ試験的な匿名標本データの作成を行う。

(5) 目的外使用の承認基準の明確化、包括的承認の一層の拡大、承認の早期化

<背景・現状>

指定統計調査の調査票を目的外に使用することは、統計法第15条第1項の規定により、原則として禁止されているが、次の場合には、同条第2項の規定に基づく総務大臣の承認を得、使用の目的を公示したものについて、例外的に認められている。

() 行政上の基礎資料として利用される場合

() 学問的研究でありその研究が高度に専門的かつ公益性が高い場合

この目的外使用の運用については、現在、次のような状況が見られる。

目的外使用の承認手続については、「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」(昭和40年2月26日行政管理庁長官決定)に基づき処理されているが、現行の運用について公益性の概念など要領上明確にされていないところがある。

平成13年4月から14年9月末までの処理分の目的外使用例をみると、国及び地方公共団体を使用者として同一の使用目的で申請が繰り返し行われている例が見受けられる(工業統計調査で53件、商業統計調査で14件、賃金構造基本統計調査で13件等)。

目的外使用の申請期間については、調査実施者に申請書が届いてから総務省(統計基準部)に送付されるまでに長期間を要している例があり、また、総務省(統計基準部)に送付された申請について、上記要領では、「公示のための官報掲載は、原則として申請文書受理後24日以内に行うこととする。」とされているが、平成14年度の申請文書受理から官報告示までの期間は特殊な場合を除き、平均36.4日(休日を含む。)となっている。

このほか、承認統計調査又は届出統計調査の調査票の目的外使用に関しては、統計法第15条の2第2項で「実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別できない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。」と規定され、調査実施者の判断に委ねられている。しかし、国の指定統計調査の取扱いに準じているため、公益性等の条件を満たした場合に限り使用が認められている。

<基本方向>

統計調査調査票の目的外使用の承認基準の具体化・明確化を図る。

指定統計調査調査票に係る包括的承認の一層の拡大を図る。

<具体的方策>

総務省（統計基準部）は、平成 15 年度中に、指定統計調査の目的外使用承認の現行の運用の明確化を中心とする要領の改訂を行う。また、承認統計調査及び届出統計調査についても、目的外使用承認の運用の明確化を図る。

総務省（統計基準部）及び関係府省は、国及び地方公共団体を使用者として同一の使用目的で申請が繰り返し行われるものについて、包括的承認への移行を推進する。

総務省（統計基準部）及び関係府省は、相互の努力・協力により、事務処理要領に定める期日内で使用が可能となるよう事務改善を行う。

4 統計分類の整備

< 背景・現状 >

産業分類等の標準統計分類は、各種統計調査間の比較可能性を高めるための統計基準として重要な役割を果たしており、社会・経済情勢の変化に対応した適時・適切な改訂が求められるとともに、時系列性の確保はもとより、国際機関による各種国際標準分類との整合性を確保していく必要がある。

標準統計分類の改訂等に関する検討は、関係府省が一体となって、広範多岐にわたる様々な分野の動向を的確に把握分析する必要があるため、各府省が共同で検討する場の設置が必要となっている。

< 基本方向 >

社会経済情勢の変化に対応した標準統計分類の改訂等を適時・的確に行っていくため、統計分類の見直し等のための検討体制を整備し、適切な統計分類の改訂・見直し等を行う。

< 具体的方策 >

産業構造及び雇用形態・就業構造の変化並びに新商品の登場等を踏まえ、各種標準統計分類の適時・適切かつ計画的な改訂等を行うため、平成 15 年度に、恒久的な検討組織（統計分類専門会議（仮称））を設置し、検討を開始する。

同専門会議においては、次の事項について検討する。

標準産業分類の改訂原案の検討等に関すること

標準職業分類及び標準商品分類の改訂案の取りまとめに関すること

その他の統計分類に関すること

統計分類の調査・研究に関すること

統計分類に関する政府部内の連絡調整に関すること

第5 国際協力の推進

1 我が国の統計の国際比較性向上と海外における我が国の統計の利用促進

(1) 国際比較性向上のための統計調査の見直し

<背景・現状>

諸外国等の統計に関する情報は、我が国において、政策立案や社会・経済活動を行う上で、国際的な動向を把握するために不可欠である。しかし、そのような情報を利用するためには、諸外国の統計と我が国の統計との間に比較性が確保されていることが必要であり、統計調査についても、必要な場合には、所要の見直しを行うことにより、国際比較性の向上を図ることが重要である。

また、国際的な動向に対応して統計調査を見直すことは、我が国の統計の改善のためにも有益である。

(国際的に統計の比較性の向上が図られてきた分野の例)

- ・ 産業分類及び商品分類については、国際標準産業分類（I S I C）及び中央生産物分類（Central Product Classification: C P C）が平成19年（2007年）年に改訂される予定である。我が国では、これに先立ち平成14年に日本標準産業分類（J S I C）を改訂し、情報通信業等の新規大分類を創設している。
- ・ その他の国際分類についても、国連の国際経済社会分類ファミリーの枠組みの下で、各種の分類等の整備が進んでいる。
- ・ I T統計、科学技術統計等においては、O E C Dの委員会等でのモデル調査票やマニュアルの作成が進められてきている。
- ・ 我が国において、昭和60年（1985年）表から、国際産業連関表の作成の取組が行われてきている。
- ・ S N Aや価格統計、賃金統計の国際比較には、購買力平価の反映が必要であり、我が国は昭和50年（1975年）からこのための国際比較プログラムに参加してきている。
- ・ 我が国では、季節調整法等の調査技術について、これまでも海外の動向に対応してきている。

<基本方向>

諸外国、国際機関等の統計に関する情報の収集・共有化を推進する。

統計に関する国際基準策定作業等への積極的参加や、我が国の統計における国際基準等の適用を推進する。

国際比較プログラムへの協力と国内における利用を推進する。

<具体的方策>

総務省（統計基準部）は、各府省等の情報を共有するための「国際統計情報の総合窓口」機能を創設し、次のような情報を各府省等において蓄積・提供するとともに、「総合窓口」から検索・参照を可能とする。

- （ ） 諸外国の統計制度、主要な国際機関等の発行した報告書等（和訳）
- （ ） 統計に関する国際的な基準等（原文と和訳）
- （ ） 各府省等が参加した統計関係国際会議の情報

一般国民にも広く提供すべきものについては、分かりやすい形でホームページにおいて蓄積・提供するとともに、専ら業務に係る情報や、データ量が膨大であったり、内容が詳細で専門的なものについては霞が関W A N上で蓄積・提供することとする。

本方策の実施のため、各府省等は、速やかに国際統計に関する関係府省等連絡会議（以下「各省連」という。）に検討の場を設置する（各省連に検討等の場を設置する旨記載しているものについては、新たに下部組織を設けず、各省連自体で検討等を行う場合も含む。以下同じ。）

総務省（統計基準部）は、平成 16 年度中に、既存の情報を基に、試行的に窓口を開設する。この試行結果を踏まえ、前記の検討の場において、窓口の仕様及び各府省等における具体的な蓄積対象情報の具体案を作成する。以後、総務省（統計基準部）が速やかに窓口の本格的な開設を行うとともに、各府省等において、順次情報を蓄積する。

なお、国際機関等による報告書等をホームページに載せる場合、事前に著作権の問題を処理しておく必要があることについても留意する必要がある。

I S I C 及び C P C の 2007 年改訂については、総務省（統計基準部）は、各府省等の協力を得て、我が国での経験を踏まえ、国連の国際経済社会分類専門家グループ（Expert Group on International Economic and Social Classifications）及びその下に置かれる技術サブグループ（Technical Subgroup）等に参加し、寄与を行う。

関係府省等は、その他の国際基準についても、速やかに既存の基準の適用状況を把握し、我が国での経験を踏まえ、策定・見直し作業に積極的に参加する。また、策定された基準については、我が国での適用可能性を検討し、できるだけ適用を推進する。さらに、我が国における適用の状況を踏まえ、見直し作業へのフィードバックも行う。なお、国際基準については、日本固有の行政制度、日本独自の行政上の必要性、統計の継続性等により、国際基準に沿って統計を作成することが困難な分野があることについても留意する必要がある。

国際産業連関表作成等の取組に当たっては、関係府省は、国際比較性を高めるための標準化の推進のための提案を、継続的に行う。

総務省（統計基準部）は、関係府省の協力を得て、世界比較プログラムの一環として実施される 2003 年ラウンドのアジア太平洋地域比較プログラム（事業期間：平成 14 年（2002 年）～ 17 年（2005 年）、基準年：2004 年）の管理委員会に参加する等、アジア太平洋地域比較プログラム及び O E C D 比較プログラムの進捗に合わせて、国際比較プログラムに引き続き協力するとともに、成果物としての購買力平価データを、ホームページ等の媒体を利用して積極的に公表する。取り分け、1993 年ラウンドアジア太平洋

地域比較プログラム及び 1999 年ラウンド O E C D 比較プログラムについては、速やかに国際比較プログラムについての解説とともに総務省統計局ホームページに掲載する。

調査技術については、総務省（統計基準部）を中心として、関係府省等が、随時、海外の動向を収集・分析し、必要なものは国内の統計作成に反映させる。

（２）統計データ品質に関する国際的動向への対応

< 背景・現状 >

I M F では、データ品質評価フレームワーク（Data Quality Assessment Framework：D Q A F）という各国の統計の品質を評価するためのフレームワークを策定しており、その適用は、基準とルールへの遵守に関する報告（Reports on the Observance of Standards and Codes：R O S C s。I M F の行う各国の通貨政策に関する審査。I M F はこの枠組みの中で、D Q A F を用いた加盟国の統計データの品質の評価を行っており、先進国では、既に、スウェーデン及びイタリアが審査を受けている。）において行われている。D Q A F は、統計一般に関するフレームワーク（一般的フレームワーク）の他、S N A、国際収支統計、マネーサプライ統計、財政統計並びに生産者及び消費者物価指数についての個別分野のフレームワークが暫定的に作成されており、I M F は、今後、フレームワークの精緻化、その他の個別分野のフレームワークの作成を予定している。

その他、国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations：F A O）では、農業統計について、品質に関するフレームワークを作成している。また、O E C D では、自らが公表するデータの品質についての取組を開始している。

< 基本方向 >

I M F の D Q A F の我が国での適用に関する検討を行い、検討結果を踏まえ、I M F へのフィードバックを行う。

その他の国際機関におけるデータ品質の取組に関する情報を収集する。

< 具体的方策 >

各府省等は、先進国の審査結果の分析等に基づき、D Q A F を我が国で適用した場合の問題・課題等についての検討を行うこととし、速やかに各省連に検討の場を設置する。

一般的フレームワークの具体的な適用に関しては、総務省（統計基準部）を中心とする各府省等が、先進国における R O S C s の受審状況を踏まえつつ、平成 15 年度に既受審国の審査結果の分析を行い、これを踏まえ、我が国で適用した場合の問題・課題等について検討する。個別分野のフレームワークについては、関係府省等が、一般的フレームワークに関する検討結果に準じた期限で検討を行う。

なお、我が国においては、一般的な原則自体よりも、その具体的な事例への適用についての検討が必要なことに留意する必要がある。また、統計調査に関連する情報（以下「メタデータ」という。）等の個別統計の公表に係る基準については、特に、月次等の経常調

査について求められる水準に対する到達度に留意する必要がある。

(3) 結果提供方法の改善

<背景・現状>

我が国におけるホームページによる統計データの提供に関しては、英語のホームページでは、必ずしも十分な情報が提供されておらず、また、時系列データの蓄積・提供も行われていない。

統計データ提供一般に関しては、提供される統計データが、必ずしも国際比較可能なものとなっていない。また、統計に係る英語による用語が統一されていない。

メタデータの提供については、統計データ及びメタデータ交換 (Statistical Data and Metadata Exchange: S D M X、国際機関間の統計データ及びメタデータ交換に関するイニシアティブ (行動計画)) において、メタデータの用語共通化やメタデータ集中保管のための仕組みの設定の動きがみられる。

国際機関に対する統計データの提供に関しては、他府省等から電子媒体で得た統計データの国際機関への提供に関し、府省等間の取決めにより制限が課されている場合がある。

<基本方向>

英語のホームページの充実を図る。

国際比較性に配慮した統計データ及びメタデータの提供を行う。

英語による統計用語の統一を推進する。

各府省等から得た統計データの国際機関への提供について、これが可能となるよう、制限を緩和する。

<具体的方策>

第4-2-(3)「統計調査に関連する情報の提供等」における日本語による統計情報提供の基準を踏まえ、各府省等は、各省連に、英語のホームページによる統計情報提供についての統一的な基準を検討するための場を設置し、基準を策定する。

各府省等は、国際比較性向上のための統計調査の見直しを前提として、随時、国際基準・分類に配慮した結果データの表章を行う。

総務省 (統計基準部) を中心として、各府省等は、メタデータの国際水準を調査研究し、国際水準を満たすメタデータ基準を策定する。各府省等は、基準を検討するため、速やかに各省連に検討の場を設置し、S D M X等の検討状況を踏まえつつ、平成17年度までに基準案を策定する。

英語による統計用語集を作成するため、各府省等は、速やかに各省連に検討の場を設置し、O E C Dの用語集、各府省等における使用例等を分析し、平成16年度までに用語集を作成する。

各府省等から得た統計データの国際機関への提供については、これが可能となるよう、

府省等間の取決めによって行われている制限を政府全体で統一的に緩和することとする。関係府省等は、この方向に沿って、平成 15 年度中に取扱いの改善を実施する。なお、緩和に当たっては、国際機関にデータを提供した府省等が原データ作成府省等に対し提出したデータの範囲、提出先国際機関名等を報告することとする等、必要最小限の条件を付すことを妨げない。

(4) 国際機関における重複報告の是正の推進

< 背景、現状 >

国際機関間における重複報告については、国際機関間でその是正への取組が開始されており、また、国連統計委員会等の国際会議においても、これについて議論されている。

< 基本方向 >

国際機関に対する報告負担が軽減されるよう、我が国としても国際機関間における重複報告の是正を推進する。

< 具体的方策 >

総務省（統計基準部）は、平成 15 年度中に各府省等が国際機関に提供している報告の重複の実態について調査を実施する。

各府省等は、随時、国際会議等で情報収集を行い、必要な場合には国際会議等で改善を促し、また、国際機関に対しても改善を働き掛ける。総務省（統計基準部）は、各府省等による情報収集及び改善に向けての働き掛けについて統括する。

(5) 国際機関間の共通データ送信方式への対応

< 背景、現状 >

国際機関とのデータ交換の基準とするため、SDMXにおいて共通データ送信方式が検討されている。現在、欧州連合で使われているGESMES方式、国際機関と中央銀行の間等で使われているGESMES/CB方式等をベースに検討が進められている。

< 基本方向 >

共通データ送信方式の我が国における利用可能性を踏まえながら、その策定作業に参画する。

< 具体的方策 >

各府省等は、随時、現在国際機関と中央銀行の間等のデータ送信に用いられているGESMES/CB方式を基礎とする時系列トランザクション（交換）・データの共通送信方式が、我が国においてもデータ送信のプラットフォーム（通信基盤）として将来利

用可能なものとなるように、SDMX、国際会議等で情報収集を行うとともに改善を促し、また、国際機関に対しても改善を働き掛ける。総務省（統計基準部）は、各府省等による情報収集及び改善に向けての働き掛けについて統括する。

総務省（統計基準部）を中心として、各府省等は、SDMXでの検討状況を踏まえ、各省連に設置される検討の場において、各種のデータ送信方式について、統計データの種類ごとに、実際に利用する際のメリット及びデメリット（コスト、適合する統計の種類、適合するデータ送信の種類等）の整理を行う。

2 統計分野における積極的な国際協力の推進

（1）統計の国際協力の総合的・一体的な推進

<背景・現状>

統計に関する国際協力は、各府省等で個別に推進されている。これに対し、平成7年から、「統計行政に関する新中・長期構想」に基づき、各省連を年2回開催しているが、現在のところ参加国際会議や国際協力の情報交換にとどまっている。

<基本方向>

国際的な課題について各府省等の連携を強化するための具体的な仕組みの検討を行う。

<具体的方策>

総務省（統計基準部）を中心として、各府省等は、各省連による検討を充実するため、各省連において、「統計行政の新たな展開方向」の指摘事項の推進方策のような実質的な政策議論を行うテーマの設定及び作業グループ等の機動的な活用を行うこととし、「統計行政の新たな展開方向」で検討することとされた課題を中心に、速やかに各省連における検討体制の整備を行う。

総務省（統計基準部）を中心として、各府省等は、各府省等の国際協力のノウハウを横断的に蓄積・共有する仕組みを構築する（1-（1）「国際比較性向上のための統計調査の見直し」参照）。

（2）国際協力を担当できる統計職員の育成

<背景・現状>

国際協力を担当できる職員が、体系的・継続的に養成されていない。

<基本方向>

国際協力を担当できる職員の体系的・継続的養成を図る（修士以上の学位取得、短期研修等）。

< 具体的方策 >

総務省統計研修所において、国際協力を担当できる統計職員を養成するための、語学力、統計知識、国際協力に関する知識等を習得できるコースを実施することとし、総務省統計研修所は、各府省の希望を踏まえつつ、平成 16 年度内にカリキュラムを開発し、平成 17 年度から実施する。

各府省等は、速やかに各省連に検討の場を設置し、国際会議等で共通の課題となっている事項について、その課題の背景や経緯、各国際会議等での議論の状況等、統計の分野において政府全体で理解を共有すべき国際的動向等を整理する。各府省等は、各省連における検討状況を踏まえ、これを各府省等における研修等に盛り込むことについて、具体的検討を行う。

公務員制度改革大綱に基づく留学派遣の機会の拡大に際し、各府省は、統計専門職員も人材育成コースの一つとして一定数の枠を確保するよう努めることとし、公務員制度改革の推進状況を踏まえつつ対応する。

各府省等は、随時、国際協力事業団（平成 15 年 10 月から「独立行政法人国際協力機構」。略称はともに「JICA」）の海外長期研修による大学院留学機会や、国内長期研修による英語で実施される大学院開発援助コース修学機会を活用する。

各府省等は、引き続き、国連アジア太平洋統計研修所（Statistical Institute for Asia and the Pacific: S I A P）への参加機会を活用する。

（ 3 ） 開発途上国の統計能力向上のための貢献

< 背景・現状 >

開発途上国の統計能力向上のための国際協調の動きとしては、平成 11 年（1999 年）に P A R I S 2 1（Partnership in Statistics for Development in the 21st Century）が発足している。

P A R I S 2 1 は、国連、O E C D、世界銀行、I M F 等の国際機関が中心となって結成された、開発途上国の統計能力構築を協調して促進するための、援助提供国・機関及び被援助国の統計専門家及び開発専門家で構成される共同事業である。運営の企画・推進のために、運営委員会が設けられており、これは、国際機関、援助提供国代表（フランス、ドイツ、スイス、イギリス、アメリカ）及び地域別の被援助国の代表から構成されている。日本政府は、暫定運営委員会の時代にはメンバーに入っていたが、運営委員会には入っていない。これに対し、事務局や運営委員会メンバーから運営委員会への日本の加入について強く要請が行われ、日本政府は、これに応じて、外務省と総務省（統計基準部）の 2 名程度を運営委員会に登録する方向で作業を進めている。

我が国の開発途上国に対する統計能力向上のための多国間協力としては、S I A P に対して、昭和 45 年（1970 年）の発足以来、招請国として現金・現物供与等の積極的貢献を行ってきており、効果を上げてきているところである。

開発途上国における統計ニーズを巡る動きとしては、まず、1990年代以後、人間開発報告、ミレニアム開発目標等の開発指標が相次いで導入され、これらの指標の測定のための統計に対するニーズが高まっている。

また、国連アジア太平洋経済社会委員会（Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: ESCAP）で三つの委員会の一つに貧困軽減に関する委員会が設置される等、貧困問題への国際的関心が高まっている。これに伴い、貧困統計等、開発途上国のニーズに対応した個別分野における国際協力の推進が求められている。

我が国の開発途上国に対する統計の国際協力一般に関しては、統計の国際協力の拡大にもかかわらず、我が国の統計制度・調査に対する理解の浸透が不足している、我が国と研修生との関係がともすれば研修期間のみに終わりがちである等の状況がみられる。

<基本方向>

PARIS 21、S I A Pへの協力を継続的に推進する。

開発途上国のニーズの把握（特に現在協力が行われていない分野について）と情報の共有を促進する。

<具体的方策>

PARIS 21の活動について、各府省等は、速やかに各省連に情報交換の場を設置し、国内での情報交換を推進する。これを踏まえ、総務省（統計基準部）は、外務省の協力を得て、PARIS 21運営委員会に参加する。

総務省（統計基準部）は、S I A Pへの協力を継続的に実施する。

各府省等は、引き続き、関係国際会議等での情報収集を行う。

総務省（統計基準部）を中心として、各府省等は、その保有する情報の交換を促進する（2 - (1)「統計の国際協力の総合的・一体的な推進」参照）。

各府省等は、引き続き、開発途上国の政府職員を対象とした研修員の受入れや指導者層を対象とする国際的な研修会（国際セミナー等）の開催を推進する。

各府省等は、我が国の統計制度や統計調査についての基本的事項を各府省等の研修での共通項目として位置付ける。この共通項目の内容については、総務省（統計基準部）を中心として、各省連に設置される検討の場において、平成16年度中に具体化する。

各府省等は、受入研修生との研修後の継続的な接触方策を推進することとし、各省連等で情報交換を行い、速やかに実施する。

(参考)

各府省統計主管部局長等会議 構成員

内閣府大臣官房審議官	土肥原 洋
宮内庁長官官房審議官	鈴木 武
警察庁情報通信局長	大村 優
防衛施設庁総務部長	石井 道夫
金融庁総務企画局長	藤原 隆
総務省統計局統計基準部長	大林 千一
総務省統計局統計調査部長	須田 和博
法務省大臣官房司法法制部長	寺田 逸郎
外務省大臣官房長	北島 信一
財務省大臣官房総括審議官	津田 廣喜
文部科学省生涯学習政策局長	近藤 信司
厚生労働省大臣官房統計情報部長	渡辺 泰男
農林水産省大臣官房統計情報部長	山本 領
経済産業省経済産業政策局調査統計部長	田辺 孝二
国土交通省総合政策局情報管理部長	中西 基員
環境省大臣官房長	松本 省蔵

(オブザーバー)

人事院総務局長	平山 英三
日本銀行調査統計局長	早川 英男

(注) 会議の庶務は総務省統計局統計基準部